
論 説

指図権者等が関与する信託における 受託者等の権限および義務

佐 藤 勤

- 一 はじめに
 - 1 現代型信託の特色
 - 2 本稿の目的
- 二 信託の定義およびその構造
 - 1 イギリス法における信託の定義およびその構造
 - 2 我が国信託法における信託の定義およびその構造
 - 3 小 括
- 三 受託者の権限
 - 1 権限の創出およびその範囲
 - (1) 英米の信託法制における受託者権限の創出およびその範囲
 - (2) 我が国信託法における受託者権限の創出およびその範囲
 - 2 権限の分類
 - (1) 目的による分類
 - (2) 権限に付随する制限による分類
- 四 権限と義務との関係
 - 1 権限を二分化して理解する説
 - 2 権限保有者の属性によって負担する義務を決定する説
- 五 権限保有者の負う義務
 - 1 受託者の負う義務
 - 2 受託者以外の第三者に権限が授与された場合の第三者および受託者の義務
 - (1) 受託者以外の第三者の負う義務
 - (2) 第三者に同意権または指図権が授与された場合の受託者の義務
 - 3 第三者の指図（支配）に従った権限行使の禁止義務
- 六 受益者の救済
 - 1 はじめに
 - 2 権限行使が強制される場合における受益者の救済

- 3 権限行使が強制されない場合における受益者の救済
 - 4 受託者以外の第三者に権限が授与される場合における受益者の救済
 - 5 小 括
- 七 結 論
- 1 はじめに
 - 2 指図権の創出および指図権者の義務
 - (1) 指図権の創出
 - (2) 指図権者の義務
 - 3 指図される受託者の義務
 - 4 今後の課題

一 はじめに

1 現代型信託の特色

信託の本質的特色は、特定の財産について、(i) 対世的な権利者である「財産帰属権利者」と、その財産から生ずる利益を享受する「実質的利益享受者」を分裂（分離）させ、(ii) 「財産帰属権利者」が「実質的利益享受者」のためにその財産に関する事務をさせる関係が構築されることであり、加えて、財産が実質的利益享受者ではなく、財産帰属権利者に帰属していることから、その財産に関して、(iii) 「実質的利益享受者」のために「財産の安全地帯」が創設されることである。「財産の安全地帯」とは、主として倒産隔離を意味するが、受託者の義務や追求権など広く受益者保護の仕組みをいう¹⁾。

このような特色を有する信託は、長期間で、かつ複雑・高度な財産管理の仕組みとして、極めて優れた制度であり、現代社会において、活用の場面が多くなっている。すなわち、経済のストック化が進展した現代社会において、ストック化した資産をより有効活用する仕組みとして、具体的には金融市場から資金を効率的に調達する仕組みとして、また多様な専門家のノウハウの提供を安定的²⁾に受ける仕組みとして、利用されている。

ただし、社会ニーズの高度化から、従来のように、財産帰属権利者、すなわち受託者単独で社会ニーズに応じていくことは、困難である。そのため、現代では、受託者がその財産に対する権限行使に関し広範な裁量権を有し、かつ単独で事務処理を遂行する信託は少なく、受託者が財産帰属権者となるが、多様な専門家を招聘し、その者を多様な形態で財産の管理に関与させる種類の信託へのニーズが高まっている。その場合、受託者の財産に関する権限の行使は制限され、すなわち受託者以外の者の指図もしくは同意、またはその者との協議によって、財産の管理を行う信託が多くなるのは、必然である。ここでの指図権者等（指図権者、同意権者、協議先をいう。以下同じ）は、その財産から直接的または間接的に利益を享受する者、すなわち委託者や受益者の場合もあるが、委託者や受益者等から委託を受けた者である場合もある。

それでは、受託者以外の専門家に財産管理の実質を委託することに目的があるのに、なぜ、信託を利用するのであろうか。それは、財産管理能力のある者に財産を帰属させ、その者が「実質的利益享受者」のために財産を管理することを望むのではなく、「実質的利益享受者」のために「財産の安全地帯」、つまり倒産隔離を創設することを目的として、信託を設定することにあるといえる。この場合、「財産帰属権利者」に要求される能力は、保管能力、事務能力（受益者等への情報開示、記録・帳簿保管）など、一般的に簡素である。

2 本稿の目的

信託の利用形態が大幅に変化しているなか、近年、善管注意義務として、受託者は指図権者等の指図等の内容について質問・調査する義務を負うのか、指図権者等の指図等の結果生じた費用を指図権者に償還請求できるのかなど、現代の信託特有の問題が生じ、信託研究の大きなテーマとなっている³⁾。

ところが、対象財産に関する権限を有する「財産帰属権利者」である受託者は、信託法によって、対象財産の管理処分に関し、善管注意義務や忠実義務を負っているが、受託者を通じ、対象財産について管理処分権を有する指図権者等やそれらの者の指図等によって信託事務を遂行する受託者の権利、義務については、信託法上、何ら定めがない⁴⁾。そうであれば、このような信託において、受託者や指図権者等はどのような義務を負い、受託者と指図権者等とどのような法律関係にあるのであろうか。また、あるべきであろうか。

本稿は、これらの問題を解明するため、信託の構造を分析し、受託者や指図権者等が権限行使を行うとき、どのような義務を負うのかを考察し、我が国信託法のもとで、受託者と指図権者等との権利義務をどのように調整すべきかを明らかにすることを目的とする。

そこで、二では、信託の定義および構造を明らかにし、三において、受託者の権限がどのように創出され、どのような権限を有するのかを考察する。四および五では、権限と義務とはどのような関係にあるのかを明らかにして、受託者などの権限保有者がどのような義務を負うのかを考察する。そして、六では、受託者や指図権者が権限を適切に行使しない場合、特に権限を行使しない場合、受益者がどのように救済されるかを考える。最後に、これらの考察によって得られる示唆から、我が国信託法のもと、受託者と指図権者等との権利義務をどのように調整すべきかを論ずる。

なお、本稿では、主として、イギリス法を考察の対象とし、適宜アメリカの議論にも触れることとする。

注

- 1) 四宮和夫『信託法〔新版〕』14頁(有斐閣, 1989年)。
- 2) 事業者等の倒産リスクの回避など。
- 3) 信託の指図や指図権者に関する先行研究には、友松義信「受託者以外の者が運用指図する信託における責任関係」信研24号3頁(1999年)、中田直茂「指図権者を利用した場合の受託者責任——分業による責任限定は可能か——(上)(下)」金法1859号30頁(2009年)、1860号40頁(2009年)、須田力哉「指図を伴う信託事務

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

処理に関する法的考察」信研 34 号 3 頁（2009 年）、佐藤勤「現代型信託にかかる信託関係者の責任」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』249 頁（日本評論社，2011 年）、中田直茂「指図権と信託」同上『信託法制の展望』447 頁、福井修「職務分担型の信託における責任」富経 58 卷 1 号 23 頁（2012 年）、商事信託法研究会「『商事信託法研究会報告（平成 24 年度）』の概要——指図型信託における指図権者の位置づけを中心に——」金法 1978 号 76 頁（2013 年）（以下「商事信託法研究会報告」という）、木村仁「指図権者等が関与する信託の法的諸問題」関学 64 卷 3 号 67 頁（2013 年）、佐藤勤「指図権者の指図を受けて信託事務を遂行する受託者の責任——アメリカにおける企業年金信託の受託者責任——」南山 37 卷 3・4 合併号（2014 年）などがある。

- 4) 信託事務を多数の専門家が実施する方法として、受託者が信託事務を第三者に委託する方法もある。この場合については、信託法に受託者の義務・責任に関する規定がある。

また、信託業法では、指図権行使を業とするものに関し、忠実義務を負う旨の定め、行為準則などの定めがある（信託業 65, 66 条）。

二 信託の定義およびその構造

1 イギリス法における信託の定義およびその構造

イギリスにおいては、確立した信託の定義は存在せず、代表的な信託の定義では、信託は、財産の所有者（legal owner）である受託者に対し、ある第三者（受益者）の利益のために、良心（good conscience）をもってその財産を処理する義務（equitable obligation）を課す制度であるとする学説⁵⁾や、信託は、受益者の利益のため自己の個人財産と分別して所有（own）される財産を処理する者を拘束する義務（equitable obligation）であり、すべての受益者がその義務を履行させる権利を有する制度であるとする学説⁶⁾がある⁷⁾。

後者の定義は、近年、ヘイトン教授（Prof. David Hayton）が、当初「支配（control）」であったものを、「所有（own）」に変更したものである。これは、信託の場合、株式会社などと異なり、それ自体に法主体性がなく、財産（信

託財産)の処分等のためには、財産に代わって契約締結等を行う法主体として、受託者の存在が必要となるにすぎず、受託者と財産との間に、必ずしも「支配」という関係まで要求する必要がないことから、「支配」から「所有」へ、財産と受託者の関係を変更したものと考えられている⁸⁾。この定義の変更は、まさに信託の利用形態の変化がもたらしたものといえる。

また、信託の準拠法及び承認に関する条約 (Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition) (以下「ハーグ信託条約」という)⁹⁾ 2条は、二つの方法によって、信託を定義している。第1に、財産が受益者の利益または特定の目的のため、受託者の支配のもとに置かれたときに、ある者(委託者)が作り出す法律関係を、信託と定義している¹⁰⁾。第2に、(i) 財産が分別して管理され、受託者の固有財産の一部とならないこと、(ii) 資産の権利(title)が受託者の名義または受託者のために第三者の名義にあること、(iii) 受託者は、信託条項に従い財産の管理、利用または処分に関する権限および義務を有し、ならびに法によって特別な義務が課されること、という三つの性質を有する法律制度を、信託と定義している¹¹⁾。いずれの定義においても、委託者がある権利や権限を留保したとしても、信託の存在は否定されない¹²⁾。前者は、英米法の国々の法律制度を意識して定義されたものであり、後者は、我が国を含む大陸法の国々の法律制度を意識した定義であるとされている¹³⁾。

これらの信託の定義から、信託は、(i) 受託者が財産の所有者となること、(ii) 受託者は、受益者に対し、受益者の利益のためにその財産を処理する義務を負うこと、そして、(iii) その義務を履行するための権限が受託者に授与されること、という三つの要素が備わっている法律制度といえる¹⁴⁾。第1の要素は、既に述べたとおり、信託自体に法主体性がないことから、財産の処分等の処理を行うためには、対外的な法的効果を財産に帰属させるための法主体、つまり受託者の存在とその者が財産上の権利(rights of the legal owner of property)を保有していることが必要であることを意味する。第2および第3の要素は、相互に関連し、信託は、受益者の利益のため、または委

託者の設定した目的に従い、財産の処分等の処理を行う仕組みであるから、そのためには、受託者に一定の権限を授与するとともに、その権限が受益者の利益または一定の目的に従い行使されることを担保するため、その権限行使に関し義務を課す必要があることを意味する¹⁵⁾。

すなわち、信託は、(i) 委託者が財産上の権利を受託者へ移転する行為、(ii) 委託者が受益者のため、または一定の目的のための権限 (powers) を受託者に授与する行為、および (iii) その権限行使に関し、受託者に義務 (obligation) を課す行為、という三つの行為から構成される仕組みといえる。

なお、受託者は、管理対象の財産の所有者であるので、対外的には完全な権限を有する。ただし、受託者は、委託者(受益者)との間では、信託の目的や信託証書などによって、管理対象の財産上の権利(権限)行使が制限されている。したがって、受託者が受益者の利益または信託の目的に反して権限を行使し、信託財産に関する取引を行った場合、その権限行使が単なる受託者の義務違反を構成するだけか、または権限越えの行為となるのか、我が国では争いがある。この点については、後で検討する。

2 我が国信託法における信託の定義およびその構造

我が国信託法は、「特定の者〔受託者：引用者注〕との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨」(同法3条1号)を定める契約等¹⁶⁾により、「特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする」と(同法2条1項)を信託と定義している。この定義によれば、信託は、受託者に財産を帰属させ、かつ一定の目的に従って、当該財産の管理または処分すべき拘束を加える制度といえる。つまり、信託は、対外的には、受託者が信託財産の名義人として所有権など¹⁷⁾を有

し、受益者との内部関係においては、一定の目的のために信託財産の管理および処分すべき義務を負う制度といえる¹⁸⁾。

なお、判例や学説では、他の財産管理制度と区別する趣旨から、受託者が対象となる財産の名義人となること、および一定の目的のために財産の管理等する義務を負うこと、という二つの要件に加え、対象財産と受託者の財産とを分別して管理させる意思を信託成立の要件とする学説や判例¹⁹⁾があり²⁰⁾、我が国においても、信託の概念や定義が確立しているわけではない。

また、現行の信託法（平成18年法律108号）施行前の信託法（大正11年法律62号）（以下、「旧信託法」といい、特別の断りのない限り、現行の信託法〔平成18年法律108号〕を「信託法」という）に関するものではあるが、四宮教授は、信託の特色として、(i) 特定された財産を中心とする法律関係であること、(ii) 受託者が財産権の名義者となること、(iii) 受託者に財産の管理・処分の権限が与えられること、(iv) 受託者の管理・処分の権限は排他的であること、(v) 受託者の権限は自己の利益のために与えられたものではなく、それは他人のために一定の目的に従って行使されなければならないこと、(vi) 法律行為によって設定されること、の六つを挙げている²¹⁾。

(iii)については、さらに四宮教授は、旧信託法1条の文言、すなわち「財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」という文言から、信託は、管理の目的物たる「信託財産に関して管理・処分すべき権利義務を有する」と指摘し²²⁾、受託者の権限は、義務を伴うものであることを明らかにしている²³⁾。この点について、現行信託法でも、旧信託法1条と同様に、信託の定義規定である2条1項の「財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする」という文言から、旧信託法と同様、権限とともに、その権限には義務が付随することには変わりはない²⁴⁾。

権限と義務との関係について、四宮教授は、「権限は、これを行すべき義務、それを越えてはならない義務を含む」²⁵⁾が、「権限と義務とはかならずしもつねに対応するものではない点にも」注意すべきで、例えば、「委託者が、ある行為をなすか否かを受託者の裁量に任せた場合には、受託者がそ

の裁量によってどちらかに判断・決定した以上、裁判所の命令によってもこれを阻止することができず、その行為をしなかったことによって原則として義務違反を生じない」とする²⁶⁾。ただし、この場合、何らの義務も負わないわけではなく、権限を行使すべきか否かについて時あるごとに検討すべき義務を負うのが問題となるし、権限を行使したときには、何らかの注意義務を負うかが問題となる²⁷⁾。

(iv)について、四宮教授によれば、他の財産管理制度は、管理のために管理者に権能を授与するが、「権限の授与者はおお処分権を失わない授権²⁸⁾とちがって、信託の場合には、委託者の管理・処分の権限（広義の管理権）は受託者に排他的に帰属する」ことになる²⁹⁾。この点が、他の財産管理制度との最大の差異であり、また特色の一つである。

3 小 括

ここでは、次の2点の問題を指摘しておく。

第1に、信託においては、名義が受託者となることから、受託者に帰属した財産上の権利は確かに受託者に専属するが、そのことをもって、その財産に関する管理処分権限、すなわち権限は受託者に専属するといえるのであろうか、またいう必要があるのであろうか³⁰⁾。

四宮教授は、受託者の管理権を、委託者から授与された権限（権利）ではなく、特定の財産権（信託財産）に対する「物的管理権」として、原始的に取得されたものと捉えているようである³¹⁾。これを理由に、受託者の管理権限は排他的管理権であり、受託者の管理権と競合する管理権は存在しないと、四宮教授は指摘していると考える。そのため、四宮教授は、委託者または第三者に受託者に対する指図権が授与された場合でも、「受託者の排他的管理権〔管理権限³²⁾：引用者注〕は妨げられず」、例えば、その指図に義務違反があるときには、「受託者はその義務違反の指図に従う必要はない」と指摘している。

確かに、信託財産の名義は受託者となっていることから、信託財産上の権利は受託者に帰属する。物権である所有権は、物の使用価値および交換価値の全部を全面的に享受ないし支配しうる権利とされ、同一物上に互いに相容れない内容の物権が2個以上同時に成立することはない(排他性)とされる³³⁾。したがって、受託者が排他的管理権を有するとすることは、正しい。

しかしながら、受託者の権限は、委託者の意思、つまり信託の目的を達成する範囲内で授与され、また制限されると考えれば、受託者の管理権限を排他的権限とし、それと競合する管理権は存在しないとはいえないし、排他性を強調する必要性もないと考える。ハーグ信託条約でも、委託者がある権利や権限を留保することを認めており、その場合、受託者の財産上の権利と併存することになる³⁴⁾。ハーグ信託条約でも、このような信託の成立も認めている。

すなわち、「権限」の授与という観点では、信託財産に関する管理権限のすべてを受託者に授与する必要はなく、受託者以外の者に権限を授与することもできるのではないだろうか。ヘイトン教授が、信託の定義のうち、受託者と信託財産の関係を「支配 (control)」から「所有 (own)」へ変更したように、現代における信託の利用を見据えれば、受託者の信託財産に関する管理権限をどのように理解すべきかが、重要になる。

受託者が委託者または受益者の指図に従って管理・処分することのできる信託、いわゆる特定運用の信託について、四宮教授は、「受託者がともかく管理・処分権限を有する」から、受託者が積極的に管理・処分する信託と区別すべきではないと指摘し、指図権のある信託の存在を認めている³⁵⁾。問題は、この場合の受託者の権限の内容である。

イギリスでは、受託者に課される義務に応じ、信託を、単純信託 (simple trust) と特定目的信託 (special trust) とに分類するのが一般的である。単純信託は、受託者が単に信託財産の保管場所となる信託であり、受託者が積極的な行動を取る義務を負わない信託である。これらの信託は、受働信託 (passive trust)、またはベア・トラスト (bare trust) とも呼ばれている³⁶⁾。特定目的信託

は、委託者の指定した目的を達成するために積極的な行動を取る義務を負う信託である。すなわち、イギリスでは、管理・処分権限に付随する義務の性質の違いによって、単純信託（受働信託）と特定目的信託（能働信託〔active trust〕³⁷⁾）とを分類している。いずれの信託も、イギリスの信託の定義に、反しているわけではない。

ただし、受働信託の受託者は、真の所有者のために財産を保管する受寄者と同様、信託義務を負わないとする学説がイギリスにある。信託義務の重要な義務の一つである、受益者の利益のために行為する義務が課されていないとすれば、信託の定義を満たさないことになる。しかしながら、この学説も、受働信託の受託者が信託財産に裁量権を行使する場合には、信託義務を負うとする³⁸⁾。

他方、受働信託の受託者も受託者で信託義務を負うとする学説がある。この学説は、信託義務を、受託者などの権限行使を規制する積極的な信託義務（active fiduciary duties）と隠れた信託義務（latent fiduciary duties）の二つに分類し、隠れた信託義務が受働信託の受託者に適用されるとする³⁹⁾。隠れた信託義務は、受託者が信託法に違反した行為をするときにのみ明らかにする義務であって、例えば、自己取引や秘密の利得に適用される義務であるとされる⁴⁰⁾。いずれにしても、受働信託も、イギリスの信託の定義に反することなく、信託として認識される。

なお、我が国の学説は、受働信託を、受託者が受益者⁴¹⁾の管理処分行為を容認するにすぎない信託⁴²⁾、いわゆる名義信託と、受託者が委託者または受益者の指図に従って管理・処分することになっている信託、いわゆる狭義の受働信託とに分類する⁴³⁾。通説では、前者の信託は、受託者が事実上何らの管理・処分権限を有さないことから、信託であることが否定され、後者の信託は、「受託者がともかく管理・処分権を有する」ことから、信託であることが肯定される⁴⁴⁾。これらの学説においては、受託者に権限が帰属していることを信託の成立の要件として捉え、厳密な意味での排他性まで要求していないようにも思われる。さらにいえば、何らかの権限が帰属してい

れば、少なくとも信託の要件の一つは満たすといえるのではないだろうか⁴⁵⁾。

第2に、権限および義務はどのように創出されるのであろうか、また個々の権限行使に関して、権限保有者は、どのような義務を負うのであろうか。

まず、受託者に就任すると当然に負う義務がある。現行の信託法は、(i) 信託事務を処理する際の注意義務（同法29条）および忠実義務（同法30, 31, 32条）、(ii) 受託者の職務を行う際の公平義務（同法33条）、(iii) 信託財産の分別管理義務（同法34条）、(iv) 信託事務を委任する権限に付随する信託事務の受任者の選任・監督義務（同法35条）、(v) 信託事務の処理の状況についての報告義務（同法36条）、ならびに (vi) 信託事務に関する帳簿等の作成、報告および保存義務（同法37条）を、受託者に課している。これらは、受託者の地位にある者に対し、法律が課したものである。このうち、(i)および(ii)は、受託者が信託事務を遂行するための権限行使に関する基本的な義務、または包括的な義務といえる。なお、(iv)は従来、自己執行義務といわれ、信託事務を遂行するための基本的な義務であったが、現行の信託法では、受託者に対し、信託事務を委任する権限が原則授与され⁴⁶⁾、その権限を遂行するために課される義務で、同法29条の注意義務の適用場面の一つと位置付けられている⁴⁷⁾。なお、これらの義務には、権限に付随する義務も含まれているかもしれない。また、これらの義務の内容を考える場合は、当然、権限の内容も考慮されるはずである。

次に、権限自体に付随する義務がある。信託法26条は、「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」と定め、「ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない」としている。この定めから、我が国の信託制度は、信託法が信託の目的を達成するために必要な範囲で受託者に権限を与え、契約などの信託行為によって、それを制限できるという体系を採用している。

受託者の権限（四宮教授は、これを「管理権」という⁴⁸⁾）に関し、四宮教授は、「ゆるやかな意味ではつねに管理行為と処分行為の両者を含む」⁴⁹⁾といい、

「信託行為の定めが是認し、または信託の目的が要求するなら、受託者は、単に管理・処分行為にとどまらず、広義の管理権に属するその他の行為をもなしうる」⁵⁰⁾とする。ここでいう「管理行為」とは、信託財産の保存行為、利用行為、改良行為をいい、「処分行為」とは、受益者および帰属権利者への信託財産の給付、ならびに信託財産の売却、担保権設定などをいう⁵¹⁾。「管理行為」および「処分行為」のうち信託財産の売却、担保権設定などは、イギリス法でいう「管理権限」に相当し、「処分行為」のうち受益者および帰属権利者への信託財産の給付は、イギリス法でいう「分配権限」に相当する。また、「広義の管理権」とは、債務負担行為および訴訟遂行行為をいう⁵²⁾。なお、イギリス法の「管理権限」および「分配権限」については、三の2の(1)で検討する。

受託者の権限について、四宮教授は、「これを行使すべき義務、それを越えてはならない義務」を含むことを指摘していることから、権限保有者は原則行使すべき義務を負い、それを適切に行使する義務が含まれ⁵³⁾、また受託者の権限の範囲は、受託者の義務の範囲によって決定されるとする⁵⁴⁾。ただし、四宮教授は、「権限と義務とはかならずしもつねに対応するものではない」ともいう⁵⁵⁾。例えば、委託者から、ある行為をなすか否かの裁量権の委ねられた権限については、何ら決定を行わないか、または不誠実に行使を決定しない限り、義務を伴わないとする⁵⁶⁾。これは、イギリス法でいう「権限または裁量権を行使すべきか、時あるごとに検討する義務」⁵⁷⁾に当たるものである。以上から、四宮教授によれば、受託者の権限には、行使すべき義務を伴う権限と行使すべきかについて裁量権が与えられた権限との、二つの権限が存在することになる。

他方、信託財産の管理に関し受託者に課される義務、例えば忠実義務や善管注意義務は、「受託者が信託行為の要求する本来的職務権限を遂行する際に、職務権限遂行の態度ないし仕方として要求される義務」⁵⁸⁾(傍点引用者)であると指摘していることから、四宮教授は、信託行為によって授与された権限は、原則として行使義務を伴わず、任意的または裁量的に行使できるが、

権限者は、それを行使すべきかの検討や行使する際の義務として、忠実義務や善管注意義務などを負うと解していると考えられる。

以上を踏まえれば、現行信託法では、行使すべきか否かの裁量権を含んだ権限が受託者に授与されていれば、受託者は、権限行使すべきか否かを適切に検討すべき義務を負い、また受託者が権限行使する際には、忠実義務や善管注意義務などの義務が課されることになる。それで問題はないか、特に指図権が第三者に授与された信託の場合において、そのような法律関係で説明ができるかが、問題となる。

以上二つの問題を併せ考えた場合、指図権者の存する信託における受託者の義務はどのようになるのであろうか。まず、権限がどのように創出されるのか、そして、どのような義務が付随するかを考察し、権限が指図権者等の第三者に授与された場合について、いくつかの問題を考察する。

注

- 5) Geraint Thomas & Alastair Hudson, *The Law of Trust* 11 (2nd ed. 2010).
- 6) David Hayton, Paul Matthews & Charles Mitchell, *Underhill and Hayton Law Relating to Trusts and Trustees* 2, 8 (18th ed. 2010) [hereinafter Underhill & Hayton].

この定義は、Marshall's Will Trusts, *Re* [1945] Ch 217, 219; *Green v Russell* [1959] 2 QB 226, 241 等の判例に採用されている。

なお、この定義については、島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」慶應ロー7号3頁(2007年)には、「信託の定義」に詳細な説明がある。

- 7) これら以外に、財産を与えられた者(受託者)が、他の者(受益者)の利益のため、または受託者自身以外の第三者の法的執行可能な目的を達成するため、エクイティ上、その財産を保有することを強制されること、と定義する学説もある(*John McGhee, Snell's Equity* 623 (32nd ed. 2010))。
- 8) ジェームズ判事(James L.J.)は、「受託者は、財産の所有者(owner)であり、所有者本人(as principal as owner)または主人(master)として、それを処理する者である」と受託者を定義している(*Smith v Anderson* (1880) 15 Ch D 247, 275)。

なお、上場株主など受託者の保管人(nominee)によって所有される財産が含まれるようにするため、信託の定義が変更されたとする学説もある(*John Mowbray, Lynton Tucker, Nicholas Le Poidevin, Edwin Simson & James Brightwell, Lewin on Trusts* 6 (18th ed. 2008) [hereinafter Lewin])。

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

- 9) 我が国は批准していない。
- 10) Article 2 of The Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*
- 13) David Hayton, *The Hague Convention on the Law Application and Comparative Law*, 36 Int'l & Comp. L.Q. 260, 262 (1987).
- 14) 信託には、エクイティ上のものであること、財産上の権利 (rights) が受益者に与えられること、受託者に義務が課されること、その義務は受託者の性質を有すること、という四つの要素があるとする学説がある (Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 11)。
- 15) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 17.
- 16) 契約以外に遺言や一定の要式行為によっても信託を設定できる (信託3条2, 3号)。
- 17) 担保権などの権利が信託財産となる場合がある。
- 18) 四宮・前掲注1) 7頁。
- 19) 代表的な判例として、最一小判平14・1・17民集56巻1号20頁がある。
- 20) これらの学説や判例については、佐藤勤「判批」信託フォーラム創刊号137-140頁参照。
- 21) 四宮・前掲注1) 7-10頁。
- 22) 四宮・前掲注1) 8頁。
- 23) 四宮・前掲注1) 209頁。
- 24) 現行信託法のもとでの信託の定義につき、旧信託法からの主な改正点については、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法 [補訂版]』32頁 (商事法務, 2008年) 参照。
- 25) さらに、四宮教授は、「受託者の権限は受託者の義務によって決定され」と指摘している。
- 26) 四宮・前掲注1) 209-210頁。
- 27) 四宮・前掲注1) 211頁注(9)。
- 28) ここでいう「授権」とは、自己の名において法律行為をすることによって、他人効を発生させる権利をいう。
- 29) 四宮・前掲注1) 9, 208-209頁。
- 30) 物権である所有権は、物の使用価値および交換価値の全部を全面的に享受ないし支配しうる権利とされ、同一物上に互いに相容れない内容の物権が2個以上同時に成立することはない (排他性) とされる (舟橋諄一『物権法』9頁 [有斐閣, 1960年])。

これを前提とすれば、所有権を有する受託者は、信託財産を排他的に支配しているといえる。

31) 四宮・前掲注 1) 208–209 頁。

32) ここでの「管理権」は原則として権限であるとともに義務でもある（四宮・前掲注 1) 209 頁）。

33) 四宮・前掲注 1) 210 頁注(4)。

なお、ここでの指摘は、指図権者が受託者であることを前提としているが、受託者の管理権が排他的管理権であれば、受託者以外でも結論は変わらないものと考えられる。

34) 能見教授は、「『指図権』は、基本的には信託財産についての管理権の一部ではなく（したがって、委託者に指図権が『留保』されるという表現は適切ではない）、信託契約によって、指図権者の指図に従うという義務が受託者に課されたに過ぎない」と指摘している（能見善久編『信託の実務と理論』14 頁〔能見善久〕〔有斐閣、2009 年〕）。

35) 四宮・前掲注 1) 9 頁。

36) Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 86–87; 天野佳洋 = 佐藤勤 = 福井修「信託の受託者機能の機能分離（アンバンドリング）に伴う受託者の責任」信託研究奨励金論集 33 号 105 頁〔佐藤勤〕（2012 年）。

37) 受託者が積極的に信託財産を管理・処分すべき信託をいう。

38) James Penner, *Exemption Clauses, in Breach of Trust* 241 (2002)。

39) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 31.

40) ただし、どの範囲の義務を負うのかなど、明確な定義はなされていない。

41) 受益者に限定せず、広く第三者の管理処分行為を容認する信託が名義信託であると考えられる（能見善久『現代信託法』60 頁〔有斐閣、2004 年〕）。

42) 能見教授は、受益者に指図権を与えることに否定的である（能見・前掲注 34) 14 頁）。

43) 四宮・前掲注 1) 9 頁、新井誠『信託法〔第 4 版〕』127 頁（有斐閣、2014 年）。

44) 四宮・前掲注 1) 9 頁。なお、同様の指摘は、新井・前掲注 43) 127 頁。

なお、前者の名義信託も信託と認める学説がある（四宮・前掲注 1) 9 頁、新井・前掲注 43) 127 頁）。

45) 能見教授は、「むしろ名義人となっていることで、常に一定の『管理』をしていると考えた方がよいのではないかと指摘し、信託成立の要件を柔軟に解釈し、名義信託を積極的に捉え、問題を解決することを主張している（能見・前掲注 41) 41–42 頁）。

46) 四宮教授は、受託者の権限（管理権）が授与されたものであることに否定的であると思われる（四宮・前掲注 1) 9, 208–209 頁）。

- 47) 寺本・前掲注 24) 142 頁。
- 48) 四宮・前掲注 1) 207 頁。
- 49) 四宮・前掲注 1) 217 頁。
- 50) 同上。
- 51) 四宮・前掲注 1) 218 頁。
- 52) 同上。
- 53) 四宮・前掲注 1) 209 頁。
- 54) 同上。

参考として、2A Austin Wakeman Scott & William Fratcher, *The Law of Trusts* § 163A, at 249 (4th ed. 1987).

- 55) 四宮・前掲注 1) 209 頁。
- 56) 四宮・前掲注 1) 209–210 頁。
- 57) 後述五の 1 を参照。
- 58) 四宮・前掲注 1) 230 頁。

三 受託者の権限

1 権限の創出およびその範囲

(1) 英米の信託法制における受託者権限の創出およびその範囲

イギリスでは、権限 (power) は、自己の所有物でない財産を処理するために人に授与される法的権限 (legal authority) である⁵⁹⁾。権限を授与する者を権限授与者 (donor)、権限を授与される者を権限保有者 (donee) という。

信託は、信託財産となる財産を所有する委託者、その財産の移転を受け、以後その財産を管理する受託者、信託財産の利益を享受する受益者の 3 者からなる制度で、一般的に信託の設定者 (委託者) が権限授与者となり、受託者に権限が授与され、信託の管理、運用を行う。ただし、遺言信託における受益権者を指定する権限、および企業年金信託での信託財産の受益者 (受給権者) を指定する権限 (受益者指定権限)、ならびに信託財産の運用を指図する権限 (投資を指図する権限) にみられるように、権限が、受託者以外の第三者

(受益者を含む)に授与される信託や、信託設定者に留保される信託もある⁶⁰⁾。

英米の信託法において、受託者の権限は、その目的から、信託財産の分配に関する権限 (dispositive powers) (以下「分配権限」という) および信託財産の管理に関する権限 (administrative or managerial powers) (以下「管理権限」という) に分類されている⁶¹⁾。いずれの権限についても、受託者は、次の範囲内の権限を有する。

アメリカでは、受託者は、信託条項によって与えられる権限に加え、信託の目的を遂行するために必要かつ適切な権限であって、かつ信託条項その他の明確な言葉によって禁止されていない権限を有するとされている⁶²⁾。ここでいう信託条項は、信託行為の明文の規定に限られず、すべての状況から推測される委託者の意図や信託証書に認められる委託者の意思などが含まれる⁶³⁾。つまり、受託者の権限の範囲は、信託条項の明文の規定にとらわれず、信託設定時の委託者の意図した信託の目的によってその外延が確定し、信託の目的の達成を阻害しない範囲で信託財産の投資対象を限定することや、第三者の指図や同意を権限行使の条件とすることなど、制限することが可能であるといえる⁶⁴⁾。したがって、受託者の権限は、信託の目的の達成ができる範囲まで拡張され、それを制限するには、委託者の明確な意思が確認できるものでなければならない⁶⁵⁾。

一方、イギリスでは、受託者は、信託証書があれば、信託証書に定められた権限に加えて、信託証書に委託者の反対の意思が明らかにされていない限り⁶⁶⁾、1925年受託者法 (Trustee Act 1925)、1996年土地信託及び受託者の任命に関する法 (Trust of Land and Appointments of Trustees Act 1996) および2000年受託者法 (Trustee Act 2000) などの法律によって与えられる権限を有するとされている⁶⁷⁾。イギリスにおいては、近年、受託者に授与される権限は拡大される傾向にある。例えば、土地信託の受託者の権限を定める1996年土地信託及び受託者の任命に関する法は、受託者に信託財産である土地に関する絶対的所有者の権限 (powers of an absolute owner⁶⁸⁾) を授与している⁶⁹⁾。法律による権限の授与を排除するための委託者の反対の意思は、信託証書に明

文の除外規定を設ける必要はなく⁷⁰⁾、法律によって受託者に授与される権限が、その信託の目的に矛盾すると判断されればよいとされる⁷¹⁾。

このように、アメリカでは、委託者の広範な意思解釈をもとに、信託の目的を達成するために必要な範囲内の権限が受託者に授与されるのに対し、イギリスでは、委託者の特段の意思が表明されない限り、信託の成立によって、信託の目的の達成に必要な基本的な権限が法律によって受託者に授与される構造となっている。この点が、アメリカとイギリスとの間における、受託者の権限に関する構造の相違点である。

(2) 我が国信託法における受託者権限の創出およびその範囲

我が国の信託法では、信託は、受託者が「財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分」を受けて、「一定の目的（…略…）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をす」る制度と定義されている⁷²⁾。権限に着目してみれば、信託は、財産を委託者から受託者に移転し、委託者に帰属させる行為（以下「財産移転帰属行為」という）と、その財産管理について、一定の目的の達成のために必要とされる権限を授与する行為（以下「権限授与行為」という）の複合的行為からなる制度といえる⁷³⁾。

問題は、受託者への権限の授与がどのように行われるかである。信託と同様の性質を有する代理制度の代理権（権限）の発生に関して、代理権は委任その他の内部的契約関係によって直接発生すると解し、したがって内部関係を設定する契約とは別個・独立の「授權行為」なる概念を特別に考える必要はないとする説（融合契約説）、代理権は内部関係を設定する契約とは別個独立の「授權行為」によって生ずるが、その「授權行為」とは一種の無名契約であると解する説（無名契約説）、代理権は内部関係を設定する契約とは別個独立の「授權行為」によって生じ、その「授權行為」は本人による単独行為であると解する説（単独行為説）、がある⁷⁴⁾。

ただし、「授權行為」という概念をたてる説においても、「授權行為」は特段の方式を必要とせず、明示的にも黙示的にもなされうること、必ずしも内

部関係設定契約とは別個になされねばならぬというものではなくて、物理的生理的な一個の社会的行動のなかに内部関係を設定する契約（行為）と授権行為とが同時になされる場合もありうることを認めている⁷⁵⁾。したがって、信託においても、融合契約説の考え方に従い、信託行為によって権限が授与されると解すること、無名契約説や単独行為説と同様の考え方に従い、信託行為に受託者に権限を授与する黙示の合意がなされていると解すること、信託行為に受託者に対する黙示の権限の授与行使が含まれるとすること、の三つの考え方がありうる。前1者は、信託の設定によって、原則として、法の定めた権限が自動的に受託者に授与されるという点で、イギリスの構造に近く、後2者は、いずれも明示または黙示を問わず、委託者の意思に権限授与の基礎を見出すことから、アメリカの構造に近い考え方である。

また、会社の代表取締役の代表権限や社債管理者の権限のように、受託者は、法律によって授与された権限（法定権限）と、法律が認める範囲内で、職務を委託する者（委託者）との約定（合意）によって授与された権限（約定権限）を有し、法律で授与される権限の一部については、約定（合意）によって制限することができると思われることもできる。これは、イギリスの構造に近い考え方である。

なお、我が国において、自己の所有物でない財産を処理することを目的として権限を授与する法律制度には、代理（民99条）や委任（同法643条）がある。これらの法律制度と信託との相違は、財産移転帰属行為が存在するか否か、すなわち対象となる物の所有権が権限を授与された者に移転するか否かである⁷⁶⁾。他方、信託と同様の経済効果をもたらす匿名組合契約（商535条⁷⁷⁾は、匿名組員から営業者への財産移転帰属行為は存するが、匿名組員の営業者に対する権限授与行為は存せず⁷⁸⁾、単に、匿名組員が利益の分配を受ける権利を有するに過ぎない点で、信託と異なるものと整理できる⁷⁹⁾。

信託法26条本文は、「受託者は信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」と定めていることから、受託者は、信託行為によって、信託の目的のために必要な

管理、処分行為などを行うために必要な権限が授与される。すなわち、受託者の権限は、信託の目的によって制限される。

実際の信託では、信託の目的の達成に際し、例えば、受託者が信託財産を運用する場合に、受益者または委託者などの承諾を得たり、指図を受けたり、または投資対象を国債に限定したり、借入を制限したりして、運用の手段・方法、リスクの取り方を限定することが多く行われている。このため、信託法は、信託の目的による制限に加え、同法 26 条但書により、信託行為によって受託者の権限を制限することができるとしている⁸⁰⁾。この制限は、権限行使の手段や方法を制限するためのものである。信託財産の運用対象を国債に限定することや、信託事務処理に際し、指図権者の指図に従うことや委託者の同意を得るなどは、この制限に属するものである。したがって、受託者の権限は、信託の目的に加え、信託行為によっても制限される。これは、委託者の意思で制限されない限り、信託の目的の達成に必要な権限が法により受託者に授与されるとするイギリスの制度に近い枠組みである。

信託法 26 条但書での受託者権限の制限については、権限の範囲を制限したものとする学説と、権限自体の範囲を制限したのではなく、権限の行使方法などについて、ある種の義務を課すものであるとする学説がある⁸¹⁾。この学説の違いは、この制限を越えて権限が行使された場合、権限外の行使として議論されるのか、権限内の行為ではあるが、受託者の義務違反として議論されるのかで、実質的な相違が生ずる。

信託法 26 条但書の解釈としては、この但書の趣旨⁸²⁾などから、信託行為による権限の制限は、権限の範囲を画するものではなく、権限の行使に関して、受託者に一定の義務を課すことを認めたものと考えられる。このように考えるならば、受託者が信託行為に定められた制限に違反した行為による取引は、受託者の義務違反が問われるのみで、その対外的効果は有効とされる。

現行の信託法では、受託者の権限外の行為について、同法 27 条は、「受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合」⁸³⁾、一定の条件

のもと、その行為を取り消すことができると定める。そこでは、権限の対象である財産（信託財産）の帰属が受託者であることから⁸⁴⁾、取引の安全を図るため、取引の相手方が悪意または重大な過失でない限り、権限外行為による取引を有効とする（同条1項、2項⁸⁵⁾。ここでの「権限に属しない」という範囲が、同法26条但書の制限に違反した行為が含まれるか否かが問題となる。同法26条但書の制限が権限の範囲を画するものではなく、権限の行使に関して、受託者に一定の義務を課すものであるとすれば、「権限に属しない」という範囲には含まれず、取引の相手方に悪意または重大な過失があっても、その行為による取引は有効で、受託者は信託義務違反の責任を負うにすぎない。

2 権限の分類

(1) 目的による分類

イギリスでは、信託に関する権限は、その目的から、「分配権限」および「管理権限」に分類されていることは既に述べたとおりである。このように、権限を目的によって分類する方法は、権限の範囲および内容、ならびに権限保有者が権限行使に関して負う義務の決定において、重要な判断要素となる⁸⁶⁾。

分配権限は、ある者（以下「潜在的受益権者」という）の信託財産に関する受益権を創出する権限または移転する権限である。分配権限には、信託財産の元本の支払い権限（powers of advancement⁸⁷⁾、扶養または教育資金のための収益支払い権限（powers of maintenance⁸⁸⁾、受益者選定権（powers of select⁸⁹⁾、元本および収益の分配に関する裁量権（特定の者を除外する裁量権はない）（discretion relating capital or income⁹⁰⁾（受益者選定権ならびに元本および収益の分配に関する裁量権は、受益者指名権〔power of appointment⁹¹⁾を構成する権限である）などがある⁹²⁾。

分配権限のうち最も重要でかつ一般的な権限は、受益者指名権である。受

益者指名権は、潜在的受益権者のいずれかの者に対し、信託財産についての権利の帰属者となる権利（受益権）を創出する権限である。受益者指名権には、一般受益者指名権（general powers）、特定受益者指名権（special powers）および混合受益者指名権（hybrid powers）がある⁹³⁾。

一般受益者指名権は、権限保有者を含むいずれかの者に対しても、受益権を付与することのできる権限である⁹⁴⁾。特定受益者指名権は、特定された潜在的受益者のいずれかの者に受益権を付与することのできる権限である⁹⁵⁾。混合受益者指名権は、特定の者やクラスが除外された潜在的受益者のいずれかの者に受益権を付与する権限である。混合受益者指名権は、潜在的受益者の範囲が限定されている点で、特定受益者指名権と類似している。特定受益者指名権と混合受益者指名権との差異は、潜在的受益者の範囲を包含の形で特定するのが特定受益者指名権であり、排除の形で特定するのが混合受益者指名権といえる⁹⁶⁾。

分配権限は、通常受託者に与えられる。ただし、そのうちの一部の権限が委託者に留保されることや、第三者に授与することも可能である。例えば、遺言信託などの場合、受託者以外の第三者に受益者（資産の相続人）を指名する権限（受益者指名権）が授与されることが多い⁹⁷⁾。また、企業年金信託の場合、企業年金を運営する会社（委託者）が受給権者（受益者）を指名する権限を有することがある⁹⁸⁾。この点は、我が国でも同じである。

管理権限は、信託財産を保管することや、または価値を高めたりする権限である。管理権限も、分配権限と同様、通常は受託者に与えられるが、特定の権限が委託者に留保されることや、第三者に授与されることがある⁹⁹⁾。

分配権限と管理権限の境界は、明確なものではなく、受益者の求めに応じ（受益者を支援するため）、信託財産である金銭や有価証券を受益者に融資する権限のように、分配権限の行使と捉えるべき権限か、信託財産の投資と捉えるべきかあいまいなものもある¹⁰⁰⁾。いずれかの権限であるかを区分する実益は、投資としての採算と受益者の利益とのいずれの要素を重視するかという、権限保有者の注意義務違反の判断に重要な差異が生ずることにある。

(2) 権限に付随する制限による分類

イギリスでは、権限を、それに付随する制限によって、自益的権限 (beneficial powers)¹⁰¹⁾、ならびに制限的権限 (limited powers)¹⁰²⁾、および制限的権限の一分類としての受認者権限 (fiduciary powers)¹⁰³⁾の三つに分類する学説がある¹⁰⁴⁾。

自益的権限は、その性質または信託条項から、権限保有者の希望どおりに、かつ制限されることなく、権限保有者自身の利益または目的のために与えられる権限である。典型的な自益的権利には、一般受益者指名権がある。また、信託財産の投資を指図する権限の場合、受益者が指図権者である場合の指図権は、自益的権限にあたる。自益的権限の保有者は、純粋に自己の利益のため、権限を行使することができる¹⁰⁵⁾。

制限的権限は、権限保有者以外の利益のために与えられる権限で、「善意 (good faith)」で行使する義務を負う。典型的な制限的権限には、特定受益者指名権¹⁰⁶⁾がある。信託の場合、ここでの「善意」は、信託の目的の範囲内で権限が行使されることをいい、信託条項で設定された信託の目的の範囲を越えた、または信託の目的によって正当化されない目的もしくは意図をもって、権限が行使される場合、その権限行使は詐欺的 (fraudulent) と呼ばれ、無効とされる¹⁰⁷⁾。この原則は、詐欺の原則 (doctrine of a fraud) といわれ¹⁰⁸⁾、取引の安全を考慮した我が国信託法 27 条の規定と大きく異なる原則である¹⁰⁹⁾。また、制限的権限は、受認者権限に該当しない限り、権限行使義務および権限行使することを検討する義務を負わない¹¹⁰⁾。つまり、受認者権限に該当しない限り、制限的権限の保有者は、善意で権限を行使する義務、つまり詐欺的な権限行使をしない義務のみを負うことになる。

受認者権限は、制限的権限の一種で、権限保有者は、権限を行使するか否か、どのように権限を行使するかについて、受認者権限の行使によって利益を受ける者 (object) (以下「対象者」という。信託の場合、受益者および潜在的受益者にあたる。以下同じ) に対し義務を負う。権限保有者が受認者権限を行使しない場合、対象者に対して多様な救済が与えられる。受認者権限の保有者は、

信託条項などに定めのない限り、たとえ自らが対象者であったとしても、自己の利益のために、権限を行使することはできない¹¹¹⁾。これらが、制限的権限と異なる点である¹¹²⁾。受託者権限の保有者は、権限の行使の時期や行使方法についてのみ裁量権を有し、権限を行使する義務を負う（権限行使するか否かについて裁量権がない）場合と、権限を必ず行使する義務を負うわけではなく、権限を行使すべきか、時あるごとに検討する義務を負う（行使方法を含め広範な裁量権を有する）場合とがある。受託者権限は制限的権限の一種であることから、権限保有者が受託者権限を行使する場合には、制限的権限と同様、詐欺の原則に従う¹¹³⁾。

原則として、受託者のような職位の者に帰属している財産に関して、その者に与えられる権限が、受託者権限に分類される¹¹⁴⁾。ただし、受託者としての職位に対してではなく、受託者個人に与えられた権限は、受託者権限とはならない。受託者権限とその行使に関する法の多くは、受託者に関する判例法と法律に由来するものであることから、受託者権限に付随する義務と、これとは別に受託者の地位、すなわち受託者義務の一部を構成する義務とを区別することは大変困難であるし、それを区別する実益も明らかではない。

注

- 59) Lewin, *supra* note 8, at 981; Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 39.
- 60) Lewin, *supra* note 8, at 995.
- 61) Lewin, *supra* note 8, at 982; Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 404; Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 100; Mark Hubbard, *Protectors of Trusts* 45 (2013).
- 62) Restatement (Second) of Trust § 186 cmt. d (1959).
- 63) 3 Scott & Fratcher, *supra* note 54, § 186, at 7 (1988).
- 64) *Ibid.*
- 65) 当初の信託であるユース (use) は、不動産制度における封建的付随義務 (feudal incidents) や土地の遺贈を禁止しているコモン・ローを避けるために踏み出された制度で、その機能は、財産の移転を目的とするものである。そのため、初期の信託 (ユース) の受託者は、移転までの間、信託財産に関して重要な権限や責任を有しない単なる保管人 (stakeholder) であり、名義人 (nominees) にすぎず、権限は、信託条項に規定されたものに限定されていた。ところが、その後、経済が発展することとともに、信託の役割は、この財産権の移転の仕組みから、いわゆるポート

フォリオの管理の手段に変化し、それに適した形で、受託者は、柔軟な投資や受益者への利益の分配を行うことができるように、広範な権限が授与されるようになった。

なお、受託者の権限が拡張される歴史的経緯については、佐藤・前掲注3) 37-38頁参照。

- 66) 信託証書に反対の規定があったとしても、1925年受託者の適用が妨げられず、受託者に権限が授与される場合がある (Trustee Act 1925, s.s.14(3), 16(2), 26(2), and 27(3); Trusts of Land and Appointment of Trustees Act 1996, s.4(1))。
- 67) Trustee Act 1925, s.69(2); Trusts of Land and Appointment of Trustees Act 1996, s.s.8(1), (2), 21(5); Trustee Act 2000, s.26(b)。
- 68) いっさいの負担ないし条件のついていない絶対的権限 (absolute title) を有する者。占有の権原 (title of possession), 占有の権利 (right of possession) および財産権 (right of property) の諸要素が同一人に帰した状態にある者をいう (田中英夫編『英米法辞典』6頁 [東京大学出版会, 1991年])。
- 69) Trusts of Land and Appointment of Trustees Act 1996, s.6(1)。
- 70) 明示または黙示を問わない (Lewin, *supra* note 8, at 993)。
- 71) 1925年受託者法69条(2)項の規定に関しては, Lewin, *supra* note 8, at 1172; Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 419 を参照。
- 72) 信託法2条1項, 3条。
- 73) 四宮教授は, このように考えることに否定的である (前掲注46))。
- 74) 幾代通『民法総則 [第2版]』323-324頁 (青林書院, 1984年)。
- 75) 幾代・前掲注74) 324頁。
- 76) 委任による権限の授権と, その権限の対象となる財産の移転行為の存する契約が, 信託か否かで問題となる (「法制審議会信託法部会第1回議事録」[2004年10月1日])。四宮教授は, 授権概念が委託者の処分権の競合を許すのに対し, 信託の管理権概念は, 受託者と委託者との処分権の競合を許さないと指摘する (四宮・前掲注1) 209頁)。四宮教授のこの考え方によれば, 所有権が委託者から受任者 (受託者) に移転し, 既に委託者が所有権を行使する余地が残されていないので, 信託になると考えるべきであろう。
- 77) 匿名組合契約は, 匿名組合員が営業者の営業のために出資を行い, その営業者の営業から生ずる不確定の利益の分配を受ける契約である。利益の分配の定め方によっては, 消費貸借契約とみられる場合もある。しかし, 匿名組合契約は, 単なる金銭の利用, 返還にとどまらず, 経営監視権 (商539条) が認められる点こそがその特色であり, 金銭消費貸借との最大の相違点である (西原寛一『商行為法 [第3版]』178頁 [有斐閣, 1973年])。反対に, この経営監視権 (信託の場合, 受託者監視権) の存在が, 信託との最大の類似点となる。

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

なお、匿名組合契約と信託の比較に関する詳細な研究には、神作裕之「信託法と商行為法の交錯」神作裕之ほか『商事法・法人法の観点から見た信託』123頁（公益財団法人トラスト60, 2014年）がある。

- 78) 営業者は、事業を運営する義務を負うにすぎず、匿名組合としての営業が存するわけではなく、営業者の営業があるだけである（近藤光男『商法総則・商行為法〔第6版〕』175, 177頁〔有斐閣, 2013年〕）。この営業に関する権限は、定款等によって授与、制約される。

なお、匿名組合契約で、債権的に、営業者の権限を制約することは可能である。

- 79) この問題は、「法制審議会信託法部会第1回議事録」（2004年10月1日）で提起されている。
- 80) これらの制限以外にも、受託者が複数ある信託において、権限が制限を受ける（信託80条）。
- 81) 「法制審議会信託法部会第13回議事録」（2005年4月8日）。
- 82) 寺本・前掲注24) 103-104頁。
- 83) 権限に属しない行為の考え方には、例えば財産を処分する権限があれば、どんなミスをしようがそれは権限内の行為であるとする考え方、重大な善管注意義務違反がある場合、それはいくら当該財産を処分するというのが権限内であるとされていても、なお権限外であるとされる場合があるという考え方、そもそも信託の目的などに照らして適切でない行為は権限外の行為になるという考え方があるとする（能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー2』230頁〔有斐閣, 2014年〕）。
- 84) 受託者は信託財産に関して、権限に制限を受けない所有権を有している。
- 85) 旧信託法31条に関するものとして、四宮・前掲注1) 73-74頁。なお、旧信託法31条は、「信託ノ本旨ニ反シ」た信託財産の処分行為について、一定の要件のもと受益者に取消権を与えていた。ここでいう「信託ノ本旨」とは、受託者の処分権限を画するものを意味する（能見・前掲注41) 150頁）。四宮教授は、権限外の行為を無効とするか取り消しとするかは、立法政策の問題と述べている（四宮・前掲注1) 73頁）。

また、佐久間教授は、信託財産の所有権が受託者に帰属することから、受託者はその信託財産に関し制約のない処分権を有すると指摘し、この原則に従い、取引の相手方が保護され、取引の相手方に主観的悪意が認められる場合に限り、受益者に保護（取消権）が与えられるとする（佐久間毅「受託者の『権限』の意味と権限違反行為の効果」信研34号36頁〔2009年〕）。

- 86) Geraint Thomas, *Thomas on Powers* 7 (2nd ed. 2012).
- 87) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 427; *Pilkingon v IRC* [1964] AC 612, 633-34; *Trustee Act 1925*, s. 32.
- 88) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 419; *Trustee Act 1925*, s. 31(1), (2).

- 89) Lewin, *supra* note 8, at 1120.
- 90) *Ibid.*
- 91) 指名権の概念については、植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」信託 192 号 26 頁 (1997 年)。
- 92) Lewin, *supra* note 8, at 984; Thomas, *supra* note 86, at 7.
- 93) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 404; Thomas, *supra* note 86, at 7.
- 94) Lewin, *supra* note 8, at 1116; Thomas, *supra* note 86, at 8.
- 95) Lewin, *supra* note 8, at 1119; Thomas, *supra* note 86, at 9.
- 96) Thomas, *supra* note 86, at 9.
- 97) Lewin, *supra* note 8, at 995.
- 98) 我が国の規約型確定給付企業年金では、確定給付企業年金で給付を受けるためには、事業主の裁定という手続を経る必要がある。この場合、確定給付企業年金の加入者が潜在的受益者となり、事業主の受益者としての指名（裁定）をもって受益者となるものと解せる（確定給付 30 条）。このように解するならば、事業主が分配権限の一部である受益者選定権を有しているといえる。
- 99) Lewin, *supra* note 8, at 985.
- 100) Hubbard, *supra* note 61, at 45–46.
- 101) バックリー判事 (Buckley J.) は、権限をその保有者の利益のために与えられる「自益的権限 (beneficial powers)」と、権限授与者の望む目的のために与えられる「代理的権限 (vicarious powers)」とに分類している (Wills's Trust Deeds, *Re* [1964] Ch 219, 227–29; Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 499)。この「自益的権限」は、本稿でいう「制限的権限」に該当するものといえる。
- また、権限者が、権限の対象となる者に対する道義上または法的な義務を免除されていたことを理由に、非受認者権限 (non-fiduciary powers) とも呼ばれている (Lewin, *supra* note 8, at 987 n.36)。
- 102) 特別権限 (special powers) とも呼ばれている (Thomas, *supra* note 86, at 9; Penrose, *Re* [1933] Ch 793, 805)。
- 103) 完全な意味での受認者権限 (fiduciary power in the full sense) とも呼ばれている (Somes, *Re*, [1896] 1 Ch 250, 255; *Mettoy Pension Trustees Ltd v Evans* [1990] 1 WLR 1587, 1614)。
- 104) Lewin, *supra* note 8, at 986.
- また、権限を、権限保有者の個人の利益のために授与される個人的権限 (personal powers) と、権限の対象となる者や権限授与者の意図する目的を達成するために適切な者の利益のために行使されることが意図された受認者 (信認) 権限 (fiduciary powers) の二つに分類する学説がある (Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 45–46; David Hayton, *English Fiduciary Standards and Trust Law*, 32 Vand. J.

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

Transnat'l L. 555, 579–80; Hubbard, *supra* note 61, at 50)。

なお、個人的権限、受託者（信託）権限については、木村・前掲注3) 84頁に詳細な説明がある。

- 105) Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 45–46.
- 106) 信託財産の帰属者を指名する権限で、被指名者となりうる者の範囲が限定されている権限をいう。
- 107) Vatch v Paull [1915] 1 AC 372, 378.
- 108) Lewin, *supra* note 8, at 986, 1084.
- 109) 我が国信託法は、取引の相手方の悪意または重大な過失を、取引の取り消しの要件に加えている（三の1の(2)を参照）。
- 110) Lewin, *supra* note 8, at 986.
- 111) Edwards' Will Trusts, *Re* [1947] 2 All ER 521, 524.
- 112) Lewin, *supra* note 8, at 640, 987.
- 113) Lewin, *supra* note 8, at 987.
- 114) Lewin, *supra* note 8, at 988; Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 46 (18th ed. 2010); Mettoy Pension Trustees Ltd v Evans [1990] 1 WLR 1587, 1613–14.

四 権限と義務との関係

1 権限を二分化して理解する説

権限は、一般的に、権限保有者がそれを行使する義務を負わず、任意かつ裁量的に行使できるものである。したがって、対象者は権限の目的物に対し何ら権利を有するものではなく、権限保有者の権利行使の結果、目的物に対し権利が与えられるのである¹¹⁵⁾。

権限は、権限保有者がその行使義務を負い、行使の時期や行使方法についてのみ裁量権を有する権限とすることができる。例えば、資産を贈与する目的で、ある者に受益者指名権を授与した場合に、権限を授与された者が権限を行使しなかったとする。この場合、権限を授与する際の書面等において、権限の行使がなされなかったときの受益者、すなわち贈与財産の贈与先を定めておけば、その権限を行使させる必要はない。しかしながら、そのような

定めがなされないならば、権限授与者の意図としては、権限保有者に受益者指名権の行使を強制したものと見える。つまり、権限保有者は、権限を行使する義務を負う。

この事例の前者のように、権限の授与を受けた者が権利行使する義務を負わない権限を「単純権限 (mere powers)」¹¹⁶⁾といい、後者のように権限保有者が行使義務を負い、行使の時期や行使方法についてのみ裁量権を有する権限を「信託権限 (trust powers)」¹¹⁷⁾という¹¹⁸⁾。

信託権限は、受託者に授与される信託権限と、受託者以外の第三者に授与される信託権限とに分類できる¹¹⁹⁾。信託権限が受託者に授与される例として、裁量信託 (discretionary trust) が挙げられる¹²⁰⁾。裁量信託は、どの信託財産を分配するのか、誰に信託財産を分配するのかについての裁量権が、受託者に授与される信託である。

裁量信託の一例である遺言信託を考えてみる。例えば、委託者 A が自己の財産を信託し、A の子供らのなかから、具体的にその財産を承継する者 (受益者) を選定する権限を受託者に授与する信託を考えてみる。この受託者の (特定) 受益者指名権が信託権限である。この場合、受託者が受益者を選定しないならば、受託者は信託違反となり、裁判所が受託者に代わって受益者を選定することになる。

裁量信託と同様の機能を果たすには、必ずしも信託権限を受託者に授与する必要はなく、単純権限として、(特定) 受益者指名権を授与すれば足りる場合¹²¹⁾がある。例えば、妻 (B) を受益者とし、受託者に、委託者の子供のなかから B の死後に承継人となる者を選定する権限を授与するが、受託者が選定しない場合、子供らに均等に財産を承継させることが考えられ、この場合の受託者の権限は単純権限であり、受託者に権限を行使する義務を負わせる必要はない¹²²⁾。

2 権限保有者の属性によって負担する義務を決定する説

権限を、それにともなう義務の違いによって二分化することは誤りである、とする学説がある¹²³⁾。この学説では、この二分論は、信託権限のように義務を伴う権限を、単純権限の授与と負担する義務という二つの要素から構成される取決め (dual arrangement)¹²⁴⁾として理解しているが、この理解は誤りであると指摘している。つまり、この学説では、権限は、受託者や通常の個人のいずれにも授与され得、いずれの権限も、義務をともなうものではない。つまり、単純権限のみが存在するとする。ただし、この学説も、権限が義務をともなうことを否定しているわけではなく、授与される者の属性（受託者であるか、否か）によって、権限に関して負担する義務が異なることを指摘しつつ、単純権限を権限保有者の属性によって二つの類型に分類している。

まず、受託者（または受託者）に対し、単純権限が授与される場合である。この場合、受託者である資格の者に権限が授与されたことは明らかなことから、この者を受託者保有者 (fiduciary donee) といい、授与された単純権限を単純受託者権限 (mere fiduciary powers)¹²⁵⁾という。これに対し、受託者（および受託者）以外の第三者に単純権限が授与される場合、この者を非受託者保有者 (non-fiduciary donee) といい、授与された権限を(狭義の)単純権限 (mere power) という。

権限保有者が受託者保有者であるか、非受託者保有者であるかの違いは重要である。受託者保有者に授与される権限、すなわち単純受託者権限は、義務との関係で、二つに分類できる。一つは、権限保有者が権限行使する義務を負うことはないが、権限を行使すべきかを、時あるごとに検討する義務を負うとする権限で、もう一つは、権限を行使する義務を負うが、行使時期や行使方法について権限保有者に裁量権のある権限（信託権限）である¹²⁶⁾。後者の権限が受託者に授与された信託が裁量信託であることは、既に述べたと

おりである。

他方、非受認者保有者は、原則どおり、何らの義務を負わない。例えば、委託者である A が、妻 (B) を受益者とし、B に、A の子供の中から B の死後に承継人となる者を選定する権限を授与する場合を考えてみる。この場合、B は、A との間に何らの取決めがないならば、B は、非受認保有者となり、B の権限は単純権限となる。ただし、A と B との間に、A の子供の利益のために、権限を行使すべき内容の取決めがあるならば、B は、受認者となり、B の保有する権限は、単純受認者権限となる。この場合、B は、権限を行使すべきかを、時あるごとに検討する義務を負うか、または権限を行使する義務を負うことになる。

このように、権限保有者の地位によって、権限保有者の権限に基本的な相違点が存することから、このような分類が必要となる。また、権限保有者の地位の決定においては、権限の性質および内容が重要になる。ただし、このような権限保有者の地位の違いによる権限保有者の負う義務は、果たして権限の差異なのか、受託者の地位に伴う義務なのかは、明確にはされていない。

なお、この相違点から生ずる権限の性質の区分は、分配権限および管理権限の両者にも当てはまる。

注

115) 例えば、受益者は、受託者の分配権限行使の結果、信託財産上の権利を取得することになる。

116) 個人的権限に該当する (Hubbard, *supra* note 61, at 50)。

117) 信託的権限 (power in the nature of a trust)、義務と結合した権限 (powers coupled with a duty) ともいう (A.J. Oakley, Parker & Mellows: *The Modern Law of Trusts* 214 (9th ed. 2008); Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 407)。

118) Lewin, *supra* note 8, at 990, 1121; Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 407; *Mettoy Pension Trustees Ltd v Evans* [1990] 1 WLR 1587, 1613–14.

119) Oakley, *supra* note 117, at 214.

120) ワーナー判事 (Warner J.) は、権限を四つに区分し、そこでの区分 4 (category 4) が該当する (*Mettoy Pension Trustees Ltd v Evans* [1990] 1 WLR 1587, 1614)。

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

- 121) 植田教授は、このような信託を「指名権付き信託」と呼んでいる（植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」信託 192 号 24 頁〔1997 年〕）。
- なお、このような義務を伴わない裁量権のある信託も（広義の意味での）裁量信託に含まれるとする学説もある（Lewin, *supra* note 8, at 990–91）。
- 122) *Ibid.*
- 我が国における裁量信託と指名権付き信託の先行研究としては、植田・前掲注 121) 28–30 頁、藤池智則「新信託法と裁量信託・受益者指定権付き信託——英国法上の裁量信託・指名権付き信託と比較して——」金法 1810 号 109 頁（2007 年）がある。
- 123) Thomas, *supra* note 86, at 21; Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 407.
- なお、ワーナー判事（Warner J.）は、権限を四つに区分し、そこでの区分 1（category 1）がここでいう「単純権限」に該当し、区分 2（category 2）がここでいう受託者権限に該当する（Mettoy Pension Trustees Ltd v Evans [1990] 1 WLR 1587, 1613–14）。
- 124) 権限は、権限授与者の意思によって、与えられる。必ずしも、契約のような、当事者間の合意が必要というわけではない（Lewin, *supra* note 8, at 993–94; Thomas, *supra* note 86, at 104）。ここでは、権限授与者の意思表示（単独行為）を含む広い概念を意味するものとして、“arrangement”を取決めと訳した。
- 125) 近年の判例では、受託者が有する権限（単純受託者権限）を単純権限（mere power）というものもある（eg., Hay’s Settlement Trusts, *Re* [1982] 1 WLR 202）。
- 126) Thomas, *supra* note 86, at 476.

五 権限保有者の負う義務

1 受託者の負う義務

権限を二分化して理解する説および権限保有者の属性によって負担する義務を決定する説のいずれの学説においても、権限が義務をともなうことがあることでは一致している。それでは、信託の受託者は、その保有する権限を行使する際、具体的にどのような義務を負うのであろうか。学説では、権限保有者の義務の特質や範囲は、権限保有者の地位の性質、ならびに権限保有者の地位の性質以外の要素、つまり権限の性質および内容によって決定され

るとする¹²⁷⁾。

まず、権限保有者の地位の性質による決定は、次のように行われる。ここでの「地位」とは、権限保有者が受認者であるか否か（受認者保有者か非受認者保有者か）である。例えば、信託の受託者などの受認者の地位にある者に対し、その地位に対し（単純）権限が授与される場合、その権限は、（単純）受認者権限（以下「受認者権限」という）とされる¹²⁸⁾。受認者権限の保有者は、信託または信託の受益者（潜在的受益者を含む）など権限行使から利益を享受する者の最善の利益のため権限を行使する義務、および権限または裁量権を行使すべきか、時あるごとに検討する義務を負うとされる¹²⁹⁾。

これらの学説では受認者の定義は明らかにされていないが、受認者権限に付随する義務から推測すれば、客観的基準として、権限行使するか否かについて裁量権が与えられた者、または権限行使する義務を負うが、権限行使の時期または方法について、裁量権が与えられた者で、主観的基準として、これらの権限や裁量権の行使において権限授与者や受益者等の第三者の最善の利益のため、権限または裁量権を行使すべき関係にある者といえる¹³⁰⁾。

ただし、例えば、土地の管理信託の受託者に対し授与された土地の管理権限は受認者権限に分類されるが、受託者の管理権限の行使によって影響を受ける管理対象の土地の近隣住民との関係では、受託者の管理権限は非受認者保有者の単純権限に分類される¹³¹⁾。すなわち、権限保有者の地位の性質による義務の決定は、権限保有者をどの立場の視点（例えば、受益者もしくは潜在的受益者、または近隣住民など）でみるかによって異なる結果となる。本稿では、受益者や潜在的受益者など、権限の顕在的または潜在的利益（反射的利益ではない）を受ける者に対する義務のみを議論の対象とする。

次に、権限保有者の地位の性質以外の要素、つまり権限の性質または内容によっても義務の特質および範囲が決定される。権限の性質または内容として代表的な指標は、自益的権限、制限的権限（受認者権限を含む）など、権限の性質による分類である。

例えば、授与の目的の範囲内で権限行使する義務（信託の目的の範囲内で権限

行使する義務)、授与の目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない義務(善意で行使する義務)、許可なく権限を委任しない義務(自己執行義務)などは、その権限の性質または内容から、権限保有者が受託者であるか否かを問わず、自益的権限以外の権限¹³²⁾に共通して課される義務である¹³³⁾。

自益的権限においても、権限保有者が自益的権限を行使しない場合、その結果、反射的に利益を受ける者が存することがある。この場合、自益的権限の保有者は、誠実に、または適切に権限を行使する義務を負うといえるし(すなわち、その者との関係では、制限的権限となる)、さらにいえば、このような自益的権限は、反射的利益を受ける者との関係では、受託者権限と見なされる場合もある¹³⁴⁾。この場合、受託者権限として、義務が決定される。

以上から、権限保有者の負う義務は、次のように整理できる。

一般的に、権限保有者は、(i) 授与の目的の範囲内で権限行使する義務、(ii) 授与の目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない義務、(iii) 許可なく権限を委任しない義務などを負うと考えられている¹³⁵⁾。権限のうち、受託者権限を含む制限的権限の保有者は、以上の義務に加え、(iv) 誠実に、または適切に (honestly or properly) 権限を行使する義務を伴う。

さらに、権限保有者が受託者などの受託者である場合、権限保有者、すなわち受託者保有者は、以上の義務に加え、(v) 権限または裁量権を行使すべきか、時あるごとに検討する義務(以下「権限または裁量権の行使検討義務」という)¹³⁶⁾、(vi) 能動的な裁量権の行使義務¹³⁷⁾、(vii) 第三者の指図(支配)による権限行使の禁止義務¹³⁸⁾、(viii) 裁量権の拘束禁止義務¹³⁹⁾、(ix) 置かれた状況のもと、適切な権限行使となるよう価値のある検討をする義務、(x) 受益者または受益者となりうる者を公平に取扱う義務¹⁴⁰⁾、(xi) 信託およびその受益者(潜在的受益者を含む)の最善の利益のため、権限を行使する義務、(xii) 不合理な権限行使を行わない義務¹⁴¹⁾、(xiii) 黙示の誠実義務(good faith)¹⁴²⁾、などの義務を負うとされている¹⁴³⁾。すなわち、信託の受託

者は、以上の(i)から(xiii)の義務を負うことになる。

2 受託者以外の第三者に権限が授与された場合の 第三者および受託者の義務

(1) 受託者以外の第三者の負う義務

イギリスでは、権限は、委託者または受益者など、受託者以外の第三者に授与することができる¹⁴⁴⁾とされている。第三者に授与される権限には、受益者指名権限、受託者を解任する権限および新たな受託者を選任する権限、ならびに投資を指図する権限などがある。また、受託者が信託財産の処分権限などを行使する場合に、第三者の同意を要件とすることもできる¹⁴⁴⁾。この第三者の同意は、拒否権限と捉えられている¹⁴⁵⁾。この場合、受託者が第三者の同意を得ずに権限を行使したときには、その権限行使は無効とされる¹⁴⁶⁾。

このような権限が受託者以外の第三者に授与された場合、その権限の保有者は権限行使に関し義務を負うのか、負うのであれば、どのような義務を負うのであろうか。これについては、受託者に権限が授与されるときと同様に、権限保有者が負う義務の決定方法が適用され、権限保有者の地位の性質ならびに権限の性質および内容によって、権限保有者の負う義務が決定される。また、権限の性質および内容として、信託条項の定めも重要となる。具体的には、次のように決定される¹⁴⁷⁾。

まず、信託設定者は、権限保有者にどのような義務を負わせるかを、信託条項で指定することができる。信託条項に定めがない場合、権限保有者の地位の性質ならびに権限の性質および内容によって、権限保有者の負う義務が決定される。これらの原則は、分配権限であるか、または管理権限であるかにかかわらず、適用される。

権限の性質および内容で重要なのは、その権限が誰の利益または何の目的のために授与されるかであり、それによって、義務の内容が決定される。す

なわち、受益者または潜在的受益者に権限が授与される場合、その権限は、自己の利益のために行使されるために授与されるので、その権限は自益的権限となる。受益者（または潜在的受益者）以外の者に権限が授与される場合、制限的権限または受託者権限とされる。権限行使によって利益を受ける者が明らかでない場合、その権限は、受託者権限ではなく、制限的権限であるとされる¹⁴⁸⁾。

次に、権限保有者の地位の性質によっても、権限保有者の負う義務が決定される。つまり、権限の授与を受けた第三者（受託者を含む）が受託者であれば、授与された権限は受託者権限となり、権限保有者は、受託者保有者に課される義務を負う。

信託財産の管理権限は、滅多に受託者以外の第三者に授与されることはないが、近年では、企業年金信託や投資信託などにみられるように、信託財産の管理権限の一種である運用権限が委託者、または受益者以外の第三者に授与されることがある¹⁴⁹⁾。信託財産の運用権限の一般的な目的は、受益者の利益のために信託財産の価値を増加させることにあると考えられる。したがって、運用権限の保有者が受託者であるか、受託者以外の第三者（委託者を含む）であるかを問わず、どのように権限を行使すべきか（権限保有者一般が負うべき義務）、および権限または裁量権の行使検討義務を、受益者に対し負うことに疑いはない。つまり、この権限は、制限的権限ではなく、受託者権限に分類される¹⁵⁰⁾。

(2) 第三者に同意権または指図権が授与された場合の受託者の義務

第三者に権限が授与された場合、受託者との権限と競合することがある。代表的な事例は、受託者の権限行使に際し、第三者の同意を得ることや指図を受けることを条件とするものである。この場合、受託者の義務にどのような影響があるのか。

構成信託（constructive trust）の事例ではあるが、ある会社の資金を管理していた弁護士が、その資金が保険会社（破産手続中）から横領されたものであ

ると知った事案において、弁護士は、構成信託の受託者として、その事実を保険会社（受益者）に説明する義務を負うことを根拠に、その資金の取扱い方法の指図を求めて、裁判所に対し、申立てをすることができるとした裁判例がある¹⁵¹⁾。

この裁判例では、これが権利なのか義務なのかは明らかにしていないが、受益者への説明義務が根拠となるならば¹⁵²⁾、この受託者の申立ては、義務と捉えるべきである。ここでの説明義務は、受託者に課される指図権者の監視義務といってもよいであろう。そのように考えるならば、この裁判例の適用範囲は拡大され、受託者は、受認者である指図権者が、権限の不行使を含め、受認者義務違反になることを知った場合、裁判所に命令を求める義務を負うことになる。

イギリスの学説によれば、受託者が信託事務を遂行する場合、事前にプロテクター（protectors）¹⁵³⁾の同意を必要とし、かつその同意権限が受認者権限である信託において、プロテクターが同意を行わないとき、受託者は、プロテクターの同意権の不行使が異常（perverse）であると信ずるならば、その同意権の不行使を黙認してはならないとされる¹⁵⁴⁾。なお、不動産の信託では、受託者が与えられて権限を行使する際、第三者の同意を必要とする場合において、受託者がその同意を得られないときには、裁判所に対し、同意を求める申立てをすることができる旨の法律の定めがある¹⁵⁵⁾。

同様に、イギリスの学説によれば、受託者がプロテクターの指図に従い信託事務を行う信託で、かつその指図権限が受認者権限である場合において、受託者がその指図に受認者義務違反があると合理的に信ずるとき、受託者は、その指図に基づく信託事務の執行を拒否すべきである¹⁵⁶⁾。

これらの原則に対し、プロテクターが必要な同意または指図を行わない場合において、受託者がそのプロテクターの判断を黙認したとしても、受託者のその責任を負わない旨を信託条項などに定めることは、認められている¹⁵⁷⁾。

以上は、同意権者または指図権者が受認者である場合、つまり同意権や指

図権が受託者権限である場合を考えてきた。権限保有者の地位の性質の観点では、例えば、受託者が権限行使する際、受益者の同意や指図が必要であると信託条項に定めた場合、すなわち、受益者に拒否権や指図権が授与された場合、その授与された権限は自益的権限とされる¹⁵⁸⁾。一般的に、権限保有者が自己の利益のために行使が認められている権限は、自益的権限とされ、受益者の利益のため、正しく判断して行使されるべき権限は、受託者権限とされる¹⁵⁹⁾。

例えば、信託財産から利益を享受する受益者が、信託財産の運用に関し受託者に指図する信託の場合、その受益者の保有する権限は個人的権限 (personal power)¹⁶⁰⁾とされ、委託者の意図を超えた権限行使のみが禁止されるにすぎない。すなわち、権限保有者である受益者は、権限行使するに際し注意義務を負うにすぎない¹⁶¹⁾。この場合、受託者に授与されている権限は、受託者権限であることに変わりはなく、受託者は、指図権者や同意権者(拒否権者)がどのような権限を有していても、受託者保有者に課される義務を負うことになる。

3 第三者の指図(支配)に従った権限行使の禁止義務

受託者権限の場合、他の権限と異なる重要な義務を、権限保有者が負う。受託者に授与される権限は、一身専属的に帰属し、受託者の権限行使は、自らが意図した行為であるとともに、熟慮した結果において行わなければならない¹⁶²⁾。換言すれば、受託者資格で行為する受託者は、第三者の命令または指図に従い権限を行使することが、禁止されるという原則につながる¹⁶³⁾。

ただし、この原則は、受託者の権限行使において、委託者および受益者を含めた第三者の関与を安全に禁止するものではない。例えば、受託者は、弁護士、公認会計士、年金数理人、鑑定士、科学者などの適切な専門家から助言を受けることを期待されている場合がある、という指摘がある¹⁶⁴⁾。この

場合、受託者は、専門家の助言を受けるにすぎず、判断は委任せずに、自ら行わなければならない。したがって、受託者が誤った助言を精査、検討することなく、単にその助言に従い権限行使を行うならば、受託者は信託義務違反の責任を負うことになる¹⁶⁵⁾。

受託者は、信託証書に、委託者または受益者の要請もしくは要望を考慮することが明示されていなくても、受託者自身が状況を適切に考慮し、最終的に判断するならば、委託者または受益者の要請もしくは要望を考慮して、権限行使することができるし、それが望ましい。ただし、この場合であっても、受託者が不適切に一部の委託者や受益者の利益を凶るような決定を行うことが禁止されることは、いうまでもない¹⁶⁶⁾。

信託によっては、受託者は、権限行使に際し、事前に、第三者と協議をすることや第三者の同意を得ることが、信託証書などに規定されることがある。例えば、企業年金信託では、受託者が年金資産の投資権限を行使するときや受益者(受給権者)を決定するとき、事業者(委託者)の同意を得ることを求められることがある。また、受託者が権限行使をするとき、法令によって、第三者の承認や同意を義務付けられることがある。例えば、1996年土地信託及び受託者の任命に関する法7条(3)項は、同条(2)項の権限行使をする場合、土地信託の受託者に対し、各受益者の事前の同意を得ることを求めている。また、同法11条(1)項は、土地信託の受託者が信託財産である土地に関する機能を執行する場合、受益者と協議することを求めている。これらの場合であっても、受託者は、自らの判断において、権限行使の判断を行う義務を有することはいうまでもない¹⁶⁷⁾。

注

127) Thomas, *supra* note 86, at 21, 475.

128) Thomas, *supra* note 86, at 21.

129) Thomas, *supra* note 86, at 474.

130) Lewin, *supra* note 8, at 988 によれば、受認者権限は、受託者関係の要素であり、まさに受認者権限は、受託者関係を継続させる権限および義務の集合体であるとされる。この定義からすれば、このような定義となる。

- 131) Thomas, *supra* note 86, at 25.
- 132) 自益的権限は、純粋に自らの利益のために与えられる権限であることから、権限保有者は義務を負わない (Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 45–46; Wills's Trust Deeds, *Re* [1964] Ch 219, 228)。
- 133) Thomas, *supra* note 86, at 474.
- 134) Lewin, *supra* note 8, at 638.
- 135) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 331.
- 136) 受託者保有者に授与される権限、すなわち単純受託者権限は、権限保有者が権限行使する義務を負うことはないが、権限を行使すべきかを時あるごとに検討する義務を負う権限と、権限を行使する義務を負うが、行使時期や行使方法について権限保有者に裁量権のある権限 (信託権限) とに分類できる。前者の場合、権限保有者は、権限行使すべきかについて、「時あるごとに検討すべき義務」を負い、後者の場合、権限保有者は、裁量権を行使すべきか、「時あるごとに検討すべき義務」を負う。
- 137) 受託者は、権限行使において、実際に、かつ誠実に検討する義務を負う (Thomas, *supra* note 86, at 506)。
- 138) Nicholls v Louisville Investment Pty Ltd (1991) 10 ACSR 723.
- 139) 裁量権の拘束禁止義務は、反対の根拠のない限り、権限行使すべきときに存在する関連事実および状況を、誠実、かつ適切に考慮することによって、権限を行使する義務といえる。また、特定の方法で権限を行使することを約定することの禁止、将来の権限行使に関して、固定的な指針や早まった、かつ変更できない方針を採用することの禁止が含まれる (Thomas, *supra* note 86, at 512)。
- 140) 反対の定めのない限り、権限保有者は、公平に、権限を行使する義務を負う (Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 705–26)。
- 141) 権限保有者は、権限行使の決定を行う場合、適正な手続を踏む義務を負う (Thomas, *supra* note 86, at 588)。
- 142) 権限保有者は、明示または黙示であるか否かにかかわらず、権限行使において要求される権限の制限を遵守する義務を負う (Thomas, *supra* note 86, at 595)。
- 143) Thomas, *supra* note 86, at 475.
- 144) オフシュアール (カリブ海諸国などの英連邦系の国) で設定される信託では、このような同意権者はプロテクター (protector) と呼ばれる。
なお、プロテクターについては、奥平旋「プロテクターの役割」新井誠 = 神田秀樹 = 木南敦編『信託法制の展望』474頁 (日本評論社, 2011年) を参照。
- 145) 例えば、企業年金信託の受託者が企業年金信託の解散時、制度運営会社の承認を得て、所定の方法により残余財産を分配する旨の定めがある事案において、その制度運営会社の承認は、制度運営会社に、受託者による残余財産の分配を拒否する

(この場合、裁判所に分配が委ねられる) という受託者権限を授与したものであるとされる (Scully v Coley [2009] All ER(D) 234 (Nov) at [47]–[49])。

146) Lewin, *supra* note 8, at 995; *Re the Hare Trust* (2001) 4 ITELR 288 (Jersey).

147) Lewin, *supra* note 8, at 995–96.

148) Lewin, *supra* note 8, at 996.

これは、最善の利益を果たす義務の相手方が不明であることから、権限保有者は受託者ではないと判断されることが理由であると考ええる。

149) この場合、受託者は、この権限保有者の指図に従い、信託財産の運用を行うことになる。

150) Lewin, *supra* note 8, at 1288.

不動産の賃貸料の再運用を指図する権限を授与された者の指図により、受託者がその運用を行う信託において、明文の規定のある場合に限り、権限保有者は受益者の利益と無関係にその権限行使を正当化できると指摘し、そのような明文の規定のない事案で、授与された投資指図権限を受託者権限と認定した判決がある (*Vestey's (Lord) Executors v IRC* [1949] 1 All ER 1108)。

151) *Finers v Miro* [1991] 1 All ER 182.

152) *Underhill & Hayton*, *supra* note 6, at 844.

153) プロテクターについては、前掲注 144) 参照。

154) *Underhill & Hayton*, *supra* note 6, at 53.

155) 1996 年土地信託及び受託者の任命に関する法律 14, 15 条。

なお、同規定と同様の定めの規定 (1925 年財産権法 [Law of Property Act 1925] 30 条 [1996 年土地信託及び受託者の任命に関する法律の制定によって廃止された]) のもとの判例として、*Beale's Settlement Trust, Re* [1932] 2 Ch 15.

156) *Underhill & Hayton*, *supra* note 6, at 53.

157) *Ibid.*

158) Lewin, *supra* note 8, at 996.

159) Lewin, *supra* note 8, at 996–97 (18th ed. 2008); *Vester's (Lord) Excutors v IRC* [1949] 1 All ER 1108.

160) 前掲注 104) 参照。ここでは、自益的権限と同義である。

161) *Hart's Will Trust, Re* [1943] 2 All ER 557; *Underhill & Hayton*, *supra* note 6, at 801.

162) *Thomas & Hudson*, *supra* note 5, at 344; *Thomas*, *supra* note 86, at 508.

163) *Thomas*, *supra* note 86, at 509.

164) *Scott v National Trust* [1998] 2 All ER 705.

165) 1925 年受託者法 61 条によれば、受託者が誠実 (honestly)、かつ合理的 (reasonably) に行為していれば、裁判所は、信託違反に関する個人的責任の全部またはそ

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

の一部を免除することができる。このため、誤った法律意見書に従い、信託事務を行ったという事実のみでは、信託違反の責任を逃れることができない (National Trustees Co of Australalia v General Finance Co, Re [1905] AC 373)。

166) Fraser v Murdoch [1881] 6 App Cas 855.

167) ただし、受託者の投資権限に関する注意義務の免除は、可能である (Trustee Act 2000, Sch. 1, para. 7)。

その制限については、Oakley, *supra* note 117, at 893–97.

六 受益者の救済

1 はじめに

権限保有者の義務は、権限保有者の地位の性質ならびに権限の性質および内容によって決定されることは、これまでに考察したとおりである。そこでは、次の原則が明らかになった。

まず、権限保有者が受託者などの受託者、すなわち権限が受託者権限であれば、権限を行使する義務を負い、行使時期や行使方法について裁量権を有する場合と、権限を行使する義務を負わないが、権限または裁量権の行使検討義務を負う場合とがある。さらに、いずれの場合も、権限保有者は第三者の指図（支配）を受けず、自らの判断で権限行使する義務を負う。

そこで、(i) 受託者が一定の条件のもと権限行使を強制される場合において、受託者が権限を行使しないとき、受益者救済はどのようになされるのか、(ii) 受託者が権限または裁量権の行使検討義務を履行しない場合、受益者はどのように救済されるのか、(iii) 受託者以外の第三者に権限が授与された場合に、その第三者が権限行使すべきかの裁量権、または権限の行使時期もしくは行使方法についての裁量権を行使しないとき、受益者は(i)および(ii)と同様の救済を受けることができるのか、の3点が問題となる。そこで、これらの問題について、以下で考察する。

2 権限行使が強制される場合における受益者の救済

受託者の管理権限は、一般的に広範な裁量権が与えられている。しかし、受託者に対し、権限行使の時期および方法に関してのみ裁量権を与え、権限行使することを義務付ける場合がある。

例えば、委託者が信託証書で、信託財産を不動産に投資することを定めた場合、受託者は、信託財産で不動産投資する義務を負う。ただし、この場合でも、受託者は、何時、どの不動産を、いくらで購入するか裁量権は有しているので、裁判所が権限を行使しない受託者を更迭することはできるとしても、購入を強制させることはできないとする裁判例がある¹⁶⁸⁾。また、例えば、企業買収する目的で設立した会社と自社の一部門を分割し、統合する場合、その部門に属する従業員の年金資産を移換する必要が生ずる。この場合、たとえ受託者に移換すべき年金資産の計算方法の裁量権が与えられていても、年金資産を移換する権限を行使する義務を負うことに間違いはない。したがって、実際に行われた移換の移換額、または移換された資産が不適切であれば、その是正（追加の移換）を求めて、裁判所に救済を求めることはできるが、移換が行われなかったという事実のみをもって、受託者に対し、権限行使を強制することはできないとする裁判例もある¹⁶⁹⁾。

これらの裁判例では、受託者の有する権限が信託権限、つまり権限を行使することが義務付けられていても、権限行使の時期および具体的方法については、受託者に裁量権が与えられていることから、裁判所は、受託者が権限を行使しないことのみをもって、権限行使を命ずることはできないとしている。ただし、一定の条件を充足すれば、受託者の交代を命ずることはできる。

それでは、第三者の指図に従い権限行使することを義務付けられる信託について、考えてみる。これは、権限行使すべきか否かについて裁量権がなく、指図を条件として権限を行使する義務を負う点で、権限を行使する義務

を負うが、行使時期や行使方法について裁量権を有する受託者権限の一類型である。

例えば、委託者が投資対象を信託証書で定める代わりに、第三者に投資権限を授与し、受託者に指図する旨の定めをすることがある。受託者は、この指図を条件に、投資権限を行使することになる。すなわち、受託者は、第三者の指図を条件に投資権限を行使する義務を負う。もし受託者が指図を受けたにもかかわらず、その指図を無視し、投資を行わない場合、委託者や受益者等は、次の救済を受けることができる。

この場合、受託者が投資権限の行使時期および行使方法などの裁量権をもっているので、受託者が権限行使をまったく拒絶するのではなく、指図された投資を善意 (bona fide) で断ったならば、裁判所であっても、受託者に第三者の指図に従わせ、行使を強制することは困難である¹⁷⁰⁾。ただし、例えば、投資として、受託者が第三者の指図によって信託財産である金銭をある企業に融資している場合において、担保に問題がある場合や、担保が不十分で、資金に毀損が生ずるおそれがある場合には、たとえ指図権者が指図をしなくとも、裁判所は投資資金の回収を命ずることができる¹⁷¹⁾。これは、受託者が信託財産を安全に保管する義務を負うことから、この義務の履行の強制が裁判所によってなされたものといえる。つまり、受託者としての地位に対し課される義務の履行の強制である。これに対し、第三者に権限行使を指図された場合において、その内容が確定し、受託者に裁量のないことが明らかなきには、裁判所は、受託者に権限行使を命ずることができる¹⁷²⁾。これは、我が国の特定運用の信託の場合にあてはまる。

すなわち、受託者が権限を行使する義務を負うとしても、受託者には権限の行使時期および行使方法に裁量権がある。この受託者の裁量権は、決して奪われることがないので、裁判所は、受託者に対し、権限行使を命ずることができないという結論となる。ただし、受託者は、受託者の地位に基づき、信託財産を安全に保管する義務を負うので、信託財産に毀損の生ずるおそれがある場合には、裁判所は、この義務の履行の強制として、受託者に対し、

義務の履行を命ずることができる。その場合であっても、受託者が権限行使自体を完全に拒絶するのではなく、ある具体的な投資の指図の内容を善意で拒否した場合、裁判所は権限行使を命ずることができない¹⁷³⁾。これは、受託者が裁量権を的確に行使しているからである。ただし、例外として、受託者の裁量の余地がない程度に、指図によって権限行使の内容が確定している場合、裁判所は、受託者に対し、権限行使を命ずることができる。

そして、受託者に義務を強制できないならば、受託者を解任し、新たな受託者を選任し、その受託者に権限または裁量権を行使させることが考えられる。委託者や受益者等が新たな受託者の任命権をもっているならば、委託者や受益者等が裁判所に受託者の解任を命ずる申立てを行い、委託者や受益者等が新たな受託者を任命することによって、受益者を救済することができる¹⁷⁴⁾。ただし、信託証書等に解任に関する規定がない場合、裁判所が受託者を解任できるのは、受託者の義務違反が、故意ではなく、単なる誤りであるだけでは不十分である。この場合、受託者の行為または不作為が信託財産に危機をもたらすほどであるとき¹⁷⁵⁾、または義務を履行するのに誠実さ¹⁷⁶⁾や能力¹⁷⁷⁾が欠けるとときに限り、裁判所は、受託者の解任を命ずることができる¹⁷⁸⁾。この裁判所の解任権限は、法律に基づかない裁判所固有の権限 (inherent jurisdiction) と考えられている¹⁷⁹⁾。

3 権限行使が強制されない場合における受益者の救済

受託者に授与される権限が受認者権限である場合、その権限が管理権限であるか、分配権限であるかにかかわらず、受託者が権限行使すべき義務を負わないときであっても、権限または裁量権を行使すべきかについて、時あるごとに検討する義務、つまり権限または裁量権の行使検討義務を負う。この場合、権限の行使の可否、または権限行使の時期もしくは方法について裁量権をもっている受託者は、何人からもこれらの裁量権をむやみに剝奪されることはないことが理由となり、裁判所は受託者に対し、権限または裁量権を

行使すべきことを命令することはできないとされている。

だからといって、裁判所は、受託者の権限行使に無関心であり、受益者の救済に何ら関与できないということではない。判例によれば、裁判所は、受託者が単に手をこまねいて何もせずに義務を怠ったとき、受託者に対し、権限を行使すべきか否かを検討することを命ずることができる¹⁸⁰⁾。しかしながら、受託者が権限行使すべきか否かを検討することを強制させることが可能かを見極めることは、現実的には難しい。

したがって、受益者の救済は、義務を履行しない受託者を解任し、新たな受託者を選任する方法に、事実上限定される。ただし、受託者を解任できるのは、受託者の義務違反が単なる誤りであるだけでは不十分であり、受託者の行為や不作為が信託財産に危機をもたらすほどであるとき、または義務を履行するのに誠実さや能力が欠けるときに限られるとされている¹⁸¹⁾。この解任請求が、受託者に権限を行使すべきか否かを検討することを命ずることに加え、裁判所が関与できる実効性のある救済策といえる¹⁸²⁾。

4 受託者以外の第三者に権限が授与される 場合における受益者の救済

権限が受託者以外の第三者（以下「第三者」という）に授与された場合、権限の性質によって、この権限保有者の権限は、自益的権限、制限的権限（受託者権限を除く）のいずれかになる。また、制限的権限を授与された第三者が受託者であれば、第三者の保有する権限は受託者権限となる。

権限が自益的権限であるならば、権限保有者は、(i) 権限授与の目的の範囲内で権限行使する義務、(ii) 権限授与の目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない義務、(iii) 許可なく権限を委任しない義務などを負う。権限が制限的権限であるならば、権限保有者は、以上の義務に加え、(iv) 誠実に、または適切に (honestly or properly) 行使する義務を負う。権限が受託者権限であるならば、権限保有者は受託者と同様の義務

を負う。つまり、権限保有者第三者は、以上の義務に加え、(v) 権限または裁量権の行使検討義務、(vi) 能動的な裁量権の行使義務、(vii) 第三者の指図(支配)による権限行使の禁止義務、(viii) 裁量権の拘束禁止義務、(ix) 置かれた状況のもと、適切な行使となるよう価値のある検討をする義務、(x) 受益者または受益者となりうる者を公平に取り扱う義務、(xi) 信託およびその受益者(潜在的受益者を含む)の最善の利益のため、権限を行使する義務、(xii) 不合理な行使を行わない義務、(xiii) 黙示の誠実義務(good faith)、などの様々な義務を負う。

問題となるのは、第三者が権限保有者である場合に、その権限保有者が権限や裁量権を行使しないとき、受託者が権限保有者である場合と同様の救済方法を受益者が受けられるかである。

権限や裁量権の行使の強制については、受託者と同じ救済が受けられる。また、指図権や同意権を有する第三者の解任については、裁判所の有する固有の権限としての受託者の解任権は、受託者以外の受認者にも適用されると考えられている。したがって、受認者権限を有する第三者の行為や不作為が信託財産に危機をもたらすほどである場合や、義務を履行するのに誠実さや能力が欠けるなどの場合、裁判所は、その受認者保有者を解任し、新たな権限保有者を選任できる。このように、信託に関して権限を授与された第三者の権限や裁量権の不行使については、受益者は、受託者に対する救済と同様の救済が受けられる。

5 小 括

我が国の信託においても、受託者や権限を与えられた第三者が権限や裁量権を行使しないことが起こりうる。例えば、信託財産の投資に関する受託者への指図権限が投資顧問会社に与えられた信託において、投資顧問会社が指図権を行使したにもかかわらず、受託者が投資権限を行使しないことや、指図権限を有する投資顧問会社が指図権を行使しないことなどがありうる。

この場合、我が国の信託法では、受益者は次の方法によって救済される。

第1に、信託法は、受託者が適切な権限行使を行わない（受託者の任務懈怠）ことにより、信託財産に著しい損害を与えたとき、委託者または受益者に、裁判所への解任請求の申立権を与えている（同法58条4項）。第2に、信託法は、受託者の法令または信託行為に違反する行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれのあるとき、委託者または受益者に、その行為の差止め請求権を与えている（同法44条）。ただし、この信託法の規定で求められる救済は、「行為をやめること」という不作為であるため、受託者に対し積極的な行為、つまり権限行使を求めることはできないと考えられる¹⁸³⁾。したがって、受託者が授与された権限や裁量権を行使しない場合の受益者の一次的救済¹⁸⁴⁾は、裁判所に対する受託者の解任請求に限られる。この点は、イギリスと同様である。

以上の受託者の権限や裁量権の不行使に関する信託法の各種救済方法が、指図権者に適用できるであろうか。

この点に関し、指図権者は、受託者と同様、信託財産に対する影響力を有していることから、受益者に対して受託者に準じた義務を負うと指摘する見解がある¹⁸⁵⁾。この見解を発展させて考えれば、指図権を適切に行行使しない（不行使を含む）指図権者に関し、裁判所に対する解任請求の申立てや（信託58条4項）、指図権者の不適切な行為（積極的な行使に限る）の差止めの請求（同法44条）をすることができるかと解することができる。

注

168) *Tempest v Lord Camoys* (1882) 21 Ch D 571.

169) *Stannard v Fisons Pension Trust Ltd* [1992] IRLR 27.

170) *Tempest v Lord Camoys* (1882) 21 Ch D 571.

171) 同意権者の事例として、*Costello v O'Rorke* (1869) 3 IrREq 172がある。

172) *Mortimer v Watts* (1852) 14 Beav 616.

173) *Tempest v Lord Camoys* (1882) 21 Ch D 571.

174) *Tempest v Lord Camoys* (1882) 21 Ch D 571; *LGSS v Egan* [2002] NSWSC 1171.

175) *Millard v Eyre* (1793) 2 Ves 94; *Palairt v Carew* (1863) 32 Beav 564; *Seray-Wurie v Charity Commission* [2008] EWHC 1091 (Ch).

- 176) Letterstedt v Broers (1884) 9 App Cas 371.
- 177) Buchaman v Hamilton (1801) 5 Ves 722; Lemann's Trusts, *Re* (1883) 22 Ch D 633; Phelp's Settlement Trusts, *Re* (1885) 31 Ch D 351.
- 178) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 637.
- 179) Harrison's Settlement Trusts, *Re* [1965] 1 WLR 1492; Lewin, *supra* note 8, at 462.
- 180) Hay's Settlement Trusts, *Re* [1982] 1 WLR 202.
- 181) 六の2を参照。
- 182) Manisty's Settlement, *Re* [1974] Ch 17.
- 183) 同様の規定である、株主の取締役の行為に対する差止めに関する会社法 360 条の規定に関する解釈について、落合誠一編『会社法コンメンタール 8』142 頁〔岩原紳作〕(商事法務, 2009 年)がある。
- 184) なお、受託者の権限または裁量権の不作為の結果、信託財産に損害が生ずれば、受託者は、信託法 40 条の損失でん補責任を負う。また、要件を満たせば、民法 415 条の債務不履行責任または 709 条の不法行為責任を負う(四宮・前掲注 1) 279-280 頁)。
- 185) 須田・前掲注 3) 23 頁。

七 結 論

1 はじめに

最後に本稿の目的である指図権者のいる我が国の信託における指図権者等と受託者との権利義務をどのように調整すべきかを論ずる。そこで、まず、指図権者の有する指図権がどのように創出されるのか、指図権にはどのような義務が付随するのかを論じ、次に、指図権者のいる信託の受託者の義務はどうあるべきかを論ずる。

なお、以下では、第三者の指図に従い受託者が信託財産の管理を行う信託を「指図権者のいる信託」、およびそのような信託の受託者を「指図される受託者」という。

2 指図権の創出および指図権者の義務

(1) 指図権の創出

第三者（指図権者）が受託者の権限行使について指図をすることのできる権利（指図権）について、我が国の信託法に明確な定義や授与方法などの定めはない。本稿におけるこれまでの分析によれば、指図権者のいる信託は、信託設定者が、第三者に信託財産の管理に関し受託者に指図権を与え、受託者には、その指図を条件に行使することを義務付けた権限を与えたものと構成することができる¹⁸⁶⁾。受託者は、権限の行使の時期や行使方法についてのみ裁量権があり、行使することが義務付けられる種類の権限を有する¹⁸⁷⁾。

我が国の信託では、一般的に、指図権者の有する権限の内容、その行使方法または手続の定めは、信託行為にあり、信託行為にそのような定めを置くことの有効性に疑いはない¹⁸⁸⁾。このことから、指図権は、委託者の信託行為によって、第三者（委託者自身に留保される場合もある）に対し与えられ、創出される。ただし、信託行為には、指図権の与えられる第三者は関与しないし、信託法にも特段の定めはないので、指図権授与の効果、具体的には指図権に関する信託関係者の義務は、直ちに第三者には発生せず、受託者のみに生ずるといえる。つまり、信託行為の定めは、第三者の指図が受託者に与えられる権限の制約になるという効果を生じさせ（信託26条但書）、指図権者として指名された第三者がそれを受けるとを承諾したときをもって、第三者は指図権者の地位に就任すると考える¹⁸⁹⁾。したがって、第三者が指図権に関する義務を負うのは、第三者がそれを受けるとを承諾したときとなる¹⁹⁰⁾。この承諾は、必ずしも委託者と第三者との間の合意（契約）に限られず、承諾したことを推定させる事実や当事者間の関係があればよいと考える¹⁹¹⁾。

類似した事例として、受益者を指定し、またはこれを変更する権利（以下「受益者指定権等」という）が、どのように創出されるかという問題がある。こ

の受益者指定権等という権限は、イギリスの信託における受託者権限の一つである受益者選定権にあたる。旧信託法でも、信託行為で別段の定めを置くことによって、受益者指定権等を委託者または第三者に与えることができる¹⁹²⁾と解されていた¹⁹²⁾。現行信託法の定めは、旧信託法における受益者指定権等の概念において不明確であった意思表示方法等の法律関係を明らかにするものである¹⁹³⁾。ところが、現行信託法は、受益者指定権等の創出方法や受益者指定権者等の義務については、何ら定めを置いていない。

この点に関し、新井教授は、「受益者指定権が付与された者が第三者であった場合、当該第三者がそれを行使するか否かは彼の自由である。さらには、そのような権利を受けるか否かも当該第三者の自由である」と指摘している¹⁹⁴⁾。この指摘は、委託者が第三者に受益者指定権等の権限を授与する場合であっても、委託者と第三者間の合意が必ずしも必要ではないことを前提としていると考えられる。

(2) 指図権者の義務

権限に付随する義務は、本稿での検討によれば、権限保有者の地位の性質、ならびにそれを決定するために重要な要素である権限の性質および内容に従って決定される。したがって、指図権を与えられた第三者が受認者であれば、授与された権限は受認者権限とされ、第三者は受託者と同様の義務を負う。

受認者であるか否かは、法律の定め、または委託者と第三者間との関係もしくは取決めなどから判断される¹⁹⁵⁾。その判断の結果、第三者が、権限授与者（通常は委託者）から権限行使するか否か、または権限行使の時期もしくは方法について裁量権を与えられ、かつこれらの権限や裁量権の行使において、受益者等の最善の利益のため、権限または裁量権を行使すべき関係にあると解されれば、第三者は受認者保有者として¹⁹⁶⁾、受託者と同様の義務を負う¹⁹⁷⁾。

ただし、指図権が唯一の受益者に与えられる場合¹⁹⁸⁾、その指図権は、受

益者自身の利益のために与えられたものと解されるので、自益的権限であり、受益者である指図権者は、授与の目的の範囲内で権限行使する義務、授与の目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない義務、および許可なく権限を委任しない義務などを負うにすぎない¹⁹⁹⁾。また、指図権が複数の受益者の一人に与えられる場合、その権限は制限的権限と解され、権限授与の目的の範囲内で権限行使する義務、権限授与の目的において正当化されない目的または意図をもって権限を行使しない義務、許可なく権限を委任しない義務、および誠実にまたは適切に行使する義務などを負う²⁰⁰⁾。

なお、指図権者に対する権限の授与は、あくまで委託者の意思に基づくものなので、信託法の規定の適用はなく、委託者の明確な意思、つまり権限の与え方や全体の仕組みの作り方によって、指図権者の義務の一部の免除、または軽減を図ることは可能と考える²⁰¹⁾。

3 指図される受託者の義務

指図権者のいる信託の場合、原則、受託者は指図権に従って、すなわち指図を条件として、権限行使をする義務を負う。指図権が第三者に授与されたとしても、受託者の権限が受認者権限であることに変わりはない。したがって、受託者は、受認者保有者としての義務に加え、指図に従うことが受託者の権限行使に制限として課されると解せる。ここで重要となる受託者の義務は、権限または裁量権の行使検討義務、能動的な裁量権の行使義務、および第三者の指図による権限行使の禁止義務の三つである。なお、指図権者のいる信託の場合、後2者の義務は相互に関連するものである。

前1者の義務については、指図権者のいる信託において、指図されるべきときに指図のない場合、受託者は、指図権者に指図を請求すべきかが問題となる。そもそも、指図される受託者は、権限を行使する義務を負うので、権限または裁量権の行使検討義務を負わないのではないかという疑問が生ず

る。この点に関し、指図される受託者であっても一定の裁量権を有するので、限定された範囲で権限または裁量権の行使検討義務を負うとする学説がある²⁰²⁾。また、イギリスの判例²⁰³⁾によれば、指図権者が適切な指図を行わないならば、受託者は、裁判所に対し、指図を求める義務を負うとされていることから、指図される受託者は、権限または裁量権の行使検討義務の一環として、不適切な権限の不行使がないかを監視する義務を負う。

後2者の義務の観点では、指図される受託者は、単に指図権者の指図に従って権限を行使しているだけならば、権限の行使について、受託者の任務に専心しているとはいえない。つまり、受託者は、第三者の指図による権限行使の禁止義務、ならびに能動的な裁量権の行使義務および第三者の指図による権限行使の禁止義務を負うので、自らの権限行使の影響や結果に対し、責任を免れることはない²⁰⁴⁾。したがって、指図される受託者は、指図権者が指図権行使において義務違反していないか、監視する義務を負う²⁰⁵⁾。

ところで、受託者のこれらの義務を免除することは可能であろうか。中田氏は、「信託行為において、受託者は指図者の指図を速やかに遂行する義務だけを負い、指図者が故意に不正をしていることを受託者が知っている場合を除いては指図に従えば足りる旨を定めることができる」とする²⁰⁶⁾。イギリスにおいては、投資権限 (general investment powers)²⁰⁷⁾を第三者に委任する場合には、信託証書の明確な定めにより受託者の投資権限の注意義務²⁰⁸⁾を免除できることが、2000年受託者法の制定によって明らかにされている²⁰⁹⁾。この場合、受託者は、自己の不誠実 (dishonesty) によって生じた損失のみに責任を負うとされる²¹⁰⁾。また、この法律の制定以前の控訴審で、ミレー判事 (Millett L.J.) は、「受益者に対し受託者が負う、かつ受益者によって執行可能な軽減不能の核となる義務が、信託の概念の基本である」²¹¹⁾と指摘している。そして、同判事は、受益者の利益のために誠実に、かつ善意で信託事務を履行する受託者の義務が、この核となる義務に含まれ、注意義務 (duties of care and skill) および慎重人の義務 (prudence and diligence) は、含まれないとする²¹²⁾。同様の指摘は、能見教授が行っており、同教授によれば、「受託者

に一切義務がないような極端な名義信託はないであろう」という²¹³⁾。これらの考え方に従えば、受託者が故意または悪意でない限り、受託者のその管理行為に関する注意義務を免除または軽減する旨の定めをしても、信託の概念は維持できることから、そのような定めは有効といえる。ただし、能見教授が指摘されるように、何をもって信託の核とするか、または信託の概念の基礎となる義務が何かについては、さらに検討が必要であろう。

以上から、受託者は、委託者の明確な意思によって義務が免除されない限り、受託者権限に付随する義務のすべてを負うことになる。例えば、指図権者が指図をすべき場合において、指図権者が指図を行わなかったときには、受託者は、指図権者に対し指図することを要求する義務を負い、指図が不適切である場合、指図権者に対し指図の訂正・修正を求める義務を負うことになる。「指図が不適切」とは、通常、指図権者が自らに課されている義務に違反していることをいい、受託者は、これを判断する義務を負う。つまり、指図権者が受託者である場合、受託者は、指図権者が従うべき義務（指図権者の負う義務は、その者の権限が自益的権限、制限的権限、または受託者権限であるかによって異なることはいうまでもない）に違反していると合理的に信ずれば、受託者は、その指図に従うことができない²¹⁴⁾。

4 今後の課題

現代の信託では、信託財産の管理が複雑、高度化していることから、受託者の権限行使において、第三者の「指図」、「同意」、または「助言」などを条件として、受託者が権限を行使する形態の信託が増加している。

しかしながら、信託は、委託者、受託者および受益者という3者を基礎とする制度であって、指図権者等の第四の存在は、制度として、考慮されていない。これが今日の信託制度の理解をより難しくするものである。この指図権者の問題については、信託財産の運用に関する受託者の権限を中心に、国内外で盛んに研究が行われているし、また不明確部分については、立法で解

決を図っている場合もある²¹⁵⁾。

この問題について、イギリスにおける信託制度を中心とした本稿の考察では、指図権が第三者に授与された場合、原則、受託者は指図に従って、すなわち指図を条件として、権限行使をする義務を負うが、それ以外の義務については、通常の受託者と何ら変わるところはないという基本的枠組みを導き出した。例外として、委託者の明確な意思があれば、一定の範囲ではあるが、受託者の義務の免除は可能であるという結論となる。

しかしながら、我が国の場合、信託法は、受託者の義務の軽減を認めているが²¹⁶⁾、業として信託を引受ける者に対し適用される信託業法は、独自に、受託者に対し受託者の義務を課し、その軽減を認めていない²¹⁷⁾。そのため、信託銀行などは義務の軽減が認められないという問題がある。

一方では、信託業法は、通常の信託に比して受託者の裁量範囲が狭い信託のみを引受けることのできる管理型信託業²¹⁸⁾を創設し、参入のハードルを下げ、利用者の工夫によって、より簡便に信託を利用できる制度を創設している。このように利用者の創意工夫の余地を認めている柔軟な制度を創設しているにもかかわらず、受託者の義務の軽減（厳密には、裁量権に見合った義務の設定）に関しては、何ら特則が設けられていない。管理型信託業の悪用をおそれているのであろうか。そうであれば、より信託が利用されるようにするためにも、多様な信託について一定の類型化を図り、業としての管理監督の観点において問題の少ない種類の信託から、一定の要件のもと、義務の軽減を認めるべきと考える。イギリスやアメリカなどでは、このような問題意識のもと、新たな立法等が行われている。そこで、我が国でも、受託者に対して受託者の機能に見合ったより精緻な義務を課すために、信託を類型化し、受益者の利益を阻害することなく、実効性のある義務を受託者に対して、どのように課すべきかを明らかにすることが今後の課題と考える。それが、今後の信託の更なる利用拡大につながるものとする。

注

- 186) 能見教授は、『指図権』は、基本的には信託財産についての管理権の一部ではなく（したがって、委託者に指図権が『留保』されるという表現は適切ではない）、信託契約によって、指図権者の指図に従う義務が受託者に課されたに過ぎないと考えるべきである」とする（能見・前掲注 34）14 頁）。
- 187) 我が国の特定運用信託での指図は、権限行使の内容を具体的に指図したものであり、受託者の裁量権の一部と重複する。この重複部分について、受託者の裁量権が制約されたと考えるか否かが、問題となる。受託者は、能動的な裁量権の行使義務、および第三者の指図による権限行使の禁止義務を負うことから、受託者の裁量権は、制約されていないと考えるべきである。
- 188) 投資信託法及び投資法人に関する法律 4 条 14 号は、運用の指図権を第三者に委任する場合、投資信託契約に規定することを定めている。
- 189) 参考すべきものとして、信託関係人、信託監督人および受益者代理人などの信託制度に関連する地位は、信託行為によって指名され、それを確答することによって就任するという事例がある（参考：須田・前掲注 3）21 頁）。
- 190) アメリカでは、指図権者として指名された者が、明示または黙示に、それを受諾しない限り、指図権を保有できず、また義務を負わないとされている（Restatement (Third) of Trusts § 75 cmt. f (2007)）。
- 191) 友松氏によれば、指図権を、「委託者または受託者と契約を結ぶことにより信託関係に加わり、受託者に運用指図することによって、その目的を達成する」方法であるとし、契約が必要とする（友松・前掲注 3）4 頁）。
- 一方、須田氏や中田氏は、必ずしも指図権者と委託者との間に契約関係が存在する必要はないとする（須田・前掲注 3）21 頁、中田・前掲注 3）「指図権と信託」450 頁）。
- 192) 新井・前掲注 43）224 頁、寺本・前掲注 24）253–254 頁。
- 193) 新井・前掲注 43）510 頁、寺本・前掲注 24）254 頁。
- 194) 新井・前掲注 43）510 頁。
- 195) 商事信託法研究会報告・前掲注 3）は、「信託（少なくとも商事信託）の一般法理として私法上存在するもの」とする。
- 196) 受託者の定義については、**五の 1** を参照。
- なお、中田氏は、「指図者以外の者に影響を及ぼす場合、信託行為の解釈として、指図者は信託義務を負うと推定するのが相当である」とする（中田・前掲注 3）「指図権と信託」451 頁）。
- 197) 須田氏は、信託法では、信託管理人、信託監督人、受益者代理人など、受益者のために行使する権限を有する者がその権限を行使するにあたって受益者に対し一定の義務を負うと定めていることから、同様の性質を有する指図権者も、受益者に対

し一定の義務を負うと述べ、その指図権者の義務は、契約関係から生ずるのではなく、受益者と指図権者の関係から発生する信託義務と解すべきと指摘し、指図権者は受託者と同様の義務を負うとする（須田・前掲注3）22-23頁）。

- 198) 能見教授は、「受益者に与えることはできないと解したい」と述べている。また、「指図権がたとえ信託外の関係であるとしても、受益者が信託財産の運用について指図をする関係は信託として好ましくなく、もし、そのようなことが行われた場合には、受益者は、信託債権者に直接責任を負うと考えるべきである」と、指摘している（能見・前掲注34）14頁）。
- 199) 木村・前掲注3）112頁。アメリカにおいても、同様の義務を負うとされる（Restatement (Third) of Trusts § 75 cmt. d (2007)）。
- 200) 制限的権限を有する者の義務については、六の4を参照。
なお、木村教授は、「信託の目的に従い、かつ他の受益者の利益を考慮したうえで、善管注意義務、忠実義務等の義務を負う」とする（木村・前掲注3）113頁）。
- 201) 中田氏も同様の見解を述べている（中田・前掲注3）「指図権と信託」451頁）。
- 202) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 336; Thomas, *supra* note 86, at 485.
- 203) See *supra* note 151.
- 204) Thomas & Hudson, *supra* note 5, at 343; Thomas, *supra* note 86, at 506.
- 205) 受託者の監視義務を否定する見解もある（須田・前掲注3）14頁、商事信託法研究会報告・前掲注3）81頁）。
- 木村教授は、「受託者の負う信託の本旨に適合する善管注意義務解釈として、受託者は指図権者の指図の適切性につき積極的に調査する義務を負わないが、① 指図権の行使が信託行為の定め反しているとき、また ② 受託者の性質、受託者が有している情報、指図の内容等に照らして、当該指図が信託の目的もしくは受益者の利益に明らかに反することを受託者が知り、または知るべきであったときは、受託者は善管注意義務の一内容として、直ちに指図に従うことをせず、何らの措置を講ずる義務を負うと解すべき」という（木村・前掲注3）136頁）。受託者が積極的に調査する義務を負わないことに疑問はあるが、指図される受託者の善管注意義務の主要な内容が、①、②であることについては、賛同する。
- また、木村教授は、「指図権者が受益者に対して何ら義務を負わない場合（指図権者が単独受益者である場合、指図権者の指図権が信託財産の分配に関するものであって、信託行為の定めにより義務が免除される場合）には、受託者は、原則としてその指図に従ったことによる責任を全く負わない」という（木村・前掲注3）133頁）。私見ではあるが、この場合であっても、受託者は、指図権者の指図が信託行為等によって与えられた権限の範囲内であるか否かの確認義務を負うと考える。
- 206) 中田・前掲注3）「指図権と信託」454頁。
- 207) Trustee Act 2000, s.3.

指図権者等が関与する信託における受託者等の権限および義務

- 208) ここでの注意義務の定義は, *id.* s.1.
- 209) *Id.* Sch. 1, para. 7.
- 210) Underhill & Hayton, *supra* note 6, at 777.
- 211) D.J. Hayton, *The Irreducible Core Content of Trusteeship, in Trends in Contemporary Trust Law* 47 (A.J. Oakley ed., 1996).
- 212) *Armitage v Nurse* [1998] Ch 241.
- 213) 能見・前掲注 41) 43 頁。
- 214) アメリカ法では, 指図権者が受託者である場合, および唯一の受益者である場合, 受託者がその者の負う義務に違反して指図を行っているならば, 受託者は, その指図に従うことを禁じられるとする (Restatement (Third) of Trusts § 75 cmt. d, e (2007))。
- なお, アメリカにおける指図権者のある信託の受託者の義務については, 木村・前掲注 3) 122-132 頁, 佐藤・前掲注 3) 「指図権者の指図を受けて信託事務を遂行する受託者の責任」 50 頁。
- 215) アメリカの立法例については, 佐藤・前掲注 3) 52 頁。
- 216) 信託法 29 条 2 項但書。
- 217) 信託業法 28 条 2 項。
- 中田氏によれば, 受託者の善管注意義務の内容は, 受託者と指図者とがどのような役割を果たすかという委託者の期待に左右されることから, 信託行為に指図者の指図についてチェックする義務を負わないと明記することは, 信託業法の定める善管注意義務の強行規定と矛盾しないという (中田・前掲注 3) 「指図権と信託」 454 頁)。現行の信託法では, 指図権者と受託者との職務の分掌を認めていないので, 役割分担を基礎として, 受託者の義務を縮減することは, 難しいと考える。
- 218) 信託業法 2 条 3 項に管理型信託業の定義がある。

【付記】 本稿は, 平成 26 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (課題番号 26380154) の研究助成金による研究成果の一部である。

